

新修總持寺史(四)

納富 常天

第七章 總持寺の伽藍造営整備

(一) 文献などによる伽藍造営整備

總持寺の伽藍造営資料は僧堂・仏殿・法堂・延壽堂・法光院・山門・五院その他などがある。『洞谷記』によると、瑩山禪師は元亨元年(一二三二)七月二十二日に定賢から寄進された諸岳寺觀音堂を禪院に改めると、第一章(8)諸嶽山總持寺の成立でも述べたように、元亨四年五月二十九日逸早く坐禪修行に必要な僧堂を造立している。これは五老峰を擁し、信仰の拠点とした永光寺に対し、總持寺を修行の拠点としたことがわかる。しかしその後については記録がなく、明らかでないが、あるいは瑩山禪師が独自の護国思想(国家の救済は衆生済度の究極)の象徴である宝冠釈迦(毘盧遮那仏)三尊を安置した永光寺最勝殿(仏殿)が知られるのみで、總持寺は觀音堂の堂舎を禪宗寺院の施設として

転用していたかと思われる。

いま文献などにより判明している造営(諸堂の成立も含む)について掲げると、つぎのとおりである。

- (1) 僧堂 元亨四年(一三二四)五月二十九日
- (2) 法光院 康安元年(一三六一)以前
- (3) 延寿堂 応安元年(一三六八)以前
- (4) 仏殿 永徳二年(一三八二)
- (5) 法堂 至徳三年(一三八六)
- (6) 五院 明徳元年(一三九〇)
- (7) 地藏堂 明徳三年(一三九二)八月二十四日
- (8) 山門 応永十五年(一四〇八)八月十三日
- (9) 一切経蔵 享徳四年(一四五五)
- (10) 總持寺造営(堂名不詳) 文明十五年(一四八三)
- (11) 總持寺修造 大永五年(一五二五)
- (12) 方丈造立 永禄二年(一五五九)
- (13) 總持寺再興 天正十八年(一五九〇)
- (14) 如意庵修造 寛永三年(一六二六)
- (15) 方丈・禅堂建立 寛文元年(一六六一)
- (16) 客殿造立 寛文四年(一六六四)
- (17) 焼失伽藍再建 文化三年(一八〇六)

- (18) 明治大火と諸堂舎 明治三十一年(一八九八)
(19) 鶴見總持寺の伽藍整備

(二)初期における伽藍

(1)僧堂

僧堂は聖僧堂の略で、禪門における修行の根本道場。浴室・西浄とともに三黙堂の一つで、語笑を禁じられた堂宇であるが、衆が雲の如く多く集ることから雲堂とも呼称されている。『禪林象器箋』第二類殿堂門(三二頁上下)にはつぎのようにある。

僧堂

傳燈錄禪門規式云。所哀學衆。無多少。無高下。尽入僧堂。依夏次安排。

敕修清規日用軌範云。不得僧堂内聚頭說話。不得在僧堂中看經看冊子。

北磻文集南翔僧堂記云。連長榻敷廣座。容數千指。開單盃。必搜梁棟。選柱石。然後可以併幃震風陵雨。雖然非古也。古之人一生打徹於塚間樹下。云云。又慶寧僧堂記云。僧堂之作。非古人意。古無拓提。

况堂耶。自枯木留香後。天下較奇勝。翬飛炫耀。床榻函几。惟恐不壯麗。耄耄疾疾。無霧霾風雨暴露之慘。既適既寧。精勵勝進。當倍徒異時。塚間樹下。不三宿者。何反無聞焉。

興禪護國論述宋國二十種勝事。中云。經藏僧堂莊嚴。如淨土。

瑩山禪師が總持寺を逸早く修行道場として位置づけ、僧堂を造営したことは注目しなければならない。造営については『洞谷記』につきのようにある。

同正元五月十六日。碩首座已下。僧衆二十人。為二總持寺僧堂開一出山。

同廿九日。始開二僧堂一。請二兩班一。

同七月七日。總持寺住持職。讓二與碩首座峨山老一。著二法衣一。開堂。拄杖。拂子。戒策。同付囑。即日新命。始東

堂相看時。與二興聖異有。三尺竹篔一。鉄尺定三尺二寸也。日本最初。入室竹篔。付二授之一。三日間。吉事連續。七日夜。受戒人。

十五人。四部衆調。出家数多也。八日夜。又受戒人。十三人。是四部衆調。九日大般若經。入寺。十日。新命以

下衆僧。轉讀。洞谷開題。委曲宣二說般若一。十二日。歸寺。

これは正元正元元年五月十六日に峨山韶碩首座已下衆僧二十人が、僧堂を開くために永光寺から總持寺に向し、二十九日に開單している。しかしその規模等については記録がないから不明である。また七月七日瑩山禪師は總持寺住持

職を峨山禪師に譲るとともに、拄杖・扠子・戒策を授与している。また与えた竹篔は鉄尺(曲尺)三尺二寸で、道元禪師が嘉禎二年(一一三六)、興聖寺で初めて懷柴に乗扠させた時に用いた日本最初のものであると記している。なおその後三日間は吉事が続いて、七日夜は受戒者が十五人(四衆(比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷)であつたが出家者が数多)、八日夜は受戒者十三人(四部衆)、九日は大般若經が搬入され、十日は新命住持峨山禪師以下衆僧が転読し、瑩山禪師が般若について詳細に宣説され、十二日に瑩山禪師は永光寺に帰山されたとある。

(2)法光院

法光院は總持寺山内にある峨山禪師の塔頭である。塔頭について『禪林象器箋』第一類区界門に「祖師ノ塔処也」とある。法光院については、康安元年(一二六一)十二月廿五日の「長秀連田地避文」さりぶみにつきのようにある。

さり申候のとのくに櫛比のしやう乃中、さい所ほりこしのみやのまゑの田百かり、さとう太郎入たうかつくり、

右田ハ、ゑんせうしゆ(首座)その御(座)ほいたうのために、さり申候なり、たゝしゑんせうしゆその御一このゝちは、あま

こゆふいふれい(幽)のほたい(音提)乃ために、ゑんたいをそうちしかさん(峨山)をしやうの御たちうに、きしん申たてまつり候な(詔願)

院へ、ゆつり状をあひそへて、なかく寄進したてまつるところなり、もし宗悟(長)か親族として、いらんわつらいを申さんともからへ、罪科にしよせられて、かのところを知行すへからず、仍後日(の脱之)ために寄進状如件、

応安元年四月廿日

沙弥宗悟判

(裏書)
「為後証所封裏也、」

応安元年八月廿七日

沙弥(吉見氏頼)
「(花押)」

また僧宗義が康暦二年(二三八〇)三月二日に田地三四〇疇、畠・屋敷を寄進^⑩し、気屋(けや)の了宗も永徳二年(二三八二)十月十三日に一七一〇束(疇)を寄進しており、これに永徳二年(二三八二)十月の「惣持寺新寄進田地目録」にある「法光院内保村田地」^⑫(多分に重複している)を勘案すれば残存寄進状を累計すると五町近くなり、経済的には裕福であったから、相應の堂舎であつたに違いない。なお永徳二年(二三八二)十月に、住持通幻寂霊が作成した「惣持寺常住文書目録」につきのように「法光院本文書 六通」とある。

惣持寺常住文書目録

- 一、定賢律師当寺開山和尚請状(鑿山紹運) 一通
- 一、中院殿当寺田地安堵宣旨状(定平)二通内、一通(元弘三年七月二十五日) 通国宣(元弘三年十月十五日)
- 一、定賢律師叡山和尚当寺施入状一通(留儀)
(嘉暦四年一月十三日)
- 一、中院右衛門督殿制札状(兵衛九) 一通
(正平七年正月十一日)
- 一、当寺敷地四至分限之状(元享元年七月二十二日) 一通
- 一、領家寄進状(十二月日) 一通
(元弘三年状)
- 一、中院家寄進状(閏四月十六日) 一通
(暦応四年状)

一、吉見大藏大輔殿制札狀（賴隆）
（建武四年正月十四日） 一通

一、仁王講田寄進狀
（備比持）
（永仁四年一月二十二日） 一通

一、法幢院寄進狀
（建武元年一月二十日、同二年三月十日） 一通

一、聖天供田（本文書）二通并渡狀（康曆二年十一月十一日） 一通

一、護摩供新田并大般若・五部大乘經（本文書）二通
（永仁三年十二月三日、嘉曆二年十一月十六日）

一、○薩摩阿闍利定賢律師議狀（梨）
（正慶二年三月六日） 一通

一、長徳寺寄進狀 二通

一、鮎上寄進狀并山号・寺号（良秀）
（羽咋郡）
（文和三年八月二十五日）
（本文書美峯和尚处在之、

一、浦上長円寺寄進狀 二通

一、延寿堂寄進狀 六通（13）

一、法光院本文書 六通

一、櫛比將監殿寄進狀 五通
（長正通）
（此外四通共）
（和尚住院時寄進狀并壳券狀）

一、禪觀浴主契約狀 一通

一、本庄殿制札狀（宗成）
（十月日）
（康曆二年狀、 二通
（此内一通）
（宗念）
（大天）
（微乙）
（和尚住院時）
（狀也）
（安堵）

一、地下目錄 一軸

一、大雄菴文書 七通
（鹿島郡、永光寺内）

永徳二年（壬戌）十月日

住持（通文）寂靈（花押）

(3) 延壽堂

病僧のための療養所で、安樂堂・省行堂・涅槃堂・無常堂・重病間・将息寮など数多の呼称がある。『禪林象器箋』
第二類「殿堂門」(五九頁上以下)につきのようにある。

安樂堂

見于次延壽堂。

延壽堂

禪林實訓音義云。延壽堂。撫安老病之所也。古者叢林老僧送安樂堂。病者送延壽堂也。又今涅槃堂是校定清規住持入院云。古者建立叢林。爲老病設。所以命堂主。司以藥餌。戒常住。足其供需。此先佛規制也。又况八福田中。直病爲第一。今諸方。延壽堂。有名無實。衲子遇病。如囚。其間。良可憫也。萬一鄉曲。無人看顧。公界當差。人直之。速期病安。惟是天童。凡一病僧。差一小僕。供過。爲住持者。當推菩薩慈悲之心。留意於此。

行事鈔瞻病送終篇云。若依中國本傳云。祇桓西北角。日光沒處。爲無常院。若有病者。安置在中。以下凡生貪染。見本房內。衣鉢衆具。多生戀著。無心厭背。故制令至別處。堂號無常。來者極多。還反一二。卽事而求。專心念法。其堂中置一立像。金薄塗之。面向西方。其像右手舉。左手中繫一五綵幡。脚垂曳地。當安病者。在像之後。左手執幡脚。作從佛住淨利之意。瞻病者。燒香散華。莊嚴病者。乃至若有尿管吐唾。隨有除之。亦無有罪。

(中略)

省行堂

卽延壽堂也。

黃檗清規云。省行堂者。有病比丘。攝養之所也。

幻住菴清規云。身屬報緣。誰無老病。百丈建立。意在於斯。古宿扁延壽堂。爲省行。使其省察行苦。而興悲智上。

（中略）

涅槃堂

即延壽堂也。說見于延壽堂。

傳燈錄泉州莆田縣國歡崇福院慧日大師福州侯官人也。姓黃氏。生而有異。及長名文矩。嗣長慶落髮至靈觀和尚所。觀曰。我非汝師。汝去。禮西院大安。師携一小青竹杖。入西院法堂。安遙見而笑曰。入涅槃堂去。師應諾。輪竹杖而入。時有五百許僧。染時疾。師以杖次第點之。各隨點而起。闍王禮重。創國歡禪苑。以居之。

（中略）

無常堂

即延壽堂也。天然稱無常院。見于延壽堂處。

釋氏要覽云。南山鈔云。無常堂內。置一立像。金薄塗之。云云、同前延壽堂處引行事鈔

重病間

蓋亦是延壽堂也。

大慧武庫云。圓悟到五祖室中。平生所得。一句用不著。出不遜語。忿然而去。祖云。汝去遊浙中。著一頓熱病打時。方思量。我在。圓悟到金山。忽染傷寒。困極移入重病間。遂以平生參得底禪。試之。無一句得力。追繹五祖之語。乃自誓曰。我病稍間。即徑歸五祖。

將息寮

蓋亦是延壽堂也。

續傳燈錄葉縣省禪師章云。師因去^ニ將息寮^ニ看病僧^ヲ。僧乃問曰。和尚四大本空。病從^リ何來^ル。師曰。從^リ闍黎^カ問處^ニ來^ル。僧喘^テ氣又問曰。不^レ問時如何。師曰撒^シ手臥^ス長空^ニ。僧曰哪。便脫去^ス。

總持寺における延壽堂の初見は、応安元年（一三六八）三月廿日の長宗悟田地寄進状であるが、これは延壽堂がそれ以前に造立されていることを示すものである。いま文書を掲げると、つぎのようである。

きしんしたてまつるのとのおくにふけしこのほりくしひのしやうのうちうらかみ^{（浦上村）}のむらのたの事

合三百かり、^{さいしよみやのこし、しん五郎つくり、}

右、くたんのてんちハ、^{（沙弥宗悟）（重代相伝）（所領）}しやミそうちうたいさうてんのそりやうなり、しかるを、そうちしゑん^{（延壽堂）}しゆたうの

ほん^{（本）}そん^{（尊）}やく^{（業）}くし^{（師）}によらいに、^{（如来）}そうこかけん^{（現当）}たう二世のために、なかくきしんしたてまつる、もしそうこか^{（子々）}しゝそ

ん^{（孫々）}く^{（々）}において、いらんわつらいを申候ハ、^{（不孝）}ふけうのしん^{（仁）}として、そうこかあとをつくへからず、よてこにち

のために、きしんしやうくたんのことし、

応安元年三月廿日　　そうこ^{（花押）}

これは沙弥長宗悟が累代相伝した所領の櫛比莊浦上村宮の腰の田地三百疇（三段）を、宗悟の現当二世のため、總持寺延壽堂本尊薬師如来に永代寄進する。もし宗悟の子々孫々が、これについて苦情や面倒なことをいうようであれば、不孝者として、宗悟の跡を相続できないとしている。

また、延壽堂については、永和元年（一三七五）八月廿八日、長正連副状（百疇）、永徳元年（一三八一）十一月十三日、某田地寄進状（二段）、および応永十五年（一四〇八）十月二十五日、「惣持寺前住有藉等連署置文」の「延壽堂分田事」（三百疇）が^{つぎ}のようである。

長正連副狀

（浦上）（マ）
うらかみのようとう沙弥宗悟、物持寺（延寿堂）んしゆうたうきしんしたてまつる田の事
（浦比庄内）

合百かり、在所（浦上村内）ミヤのこし、しん五郎
つくり、

右、きしんしやうのむねにまかせて、御ちきやうしさいあるへからさるものなり、よんてのちのために（副狀）そゑしやう
くたんのことし、

永和元年八月廿八日 左近将監正連（長）（花押）¹⁶

某田地寄進狀

〔端基書〕
〔浦比庄内〕
「延寿堂浦上、」

寄進 惣持寺田之事

合式段者、在所（音勝丸）宮越前、
かつか、

右、件寄進意趣者、天長地久御祈禱狀如件、

永徳元年十一月十三日 ■■（花押）¹⁷

惣持寺前住侂藉等連署置文

延寿堂分田事
（惣持寺内）

合参百疇 在所浦上、

右、無外和尚与大徹和尚如御定、別ニ為延寿当（堂）可被置者也、此年貢足者、毎日之堂（料脱力）司時分并病僧薪充之、
冬者日ニ
二文、薪

一束、春・夏・秋三日薪一束、若有余剩者、納所方ニ置之、可有堂司僚修造歟、

如意良受(伝芳)(花押)

洞川梵玖(花押)

応永拾五年十月廿五日 妙高性禪(花押)

伝法(普門)元三(花押)

前惣持侑籍(貝林)(花押)⁽¹⁸⁾

最後の「惣持寺前住有籍等連署置文」は前住貝林有籍と普蔵院を除く四庵(如意・洞川・妙高・伝法)の住持が連署したもので、無外円照と大徹宗令の定めに従って、櫛比莊浦上村の田地三百疇(三反)を運営料としておくが、この年貢料は堂司の取り分と、病僧の薪料(冬は一日に二文と薪一束、春・夏・秋は三日に薪一束)で、余剩があれば納所方に納め置き、堂司寮を修造するべきかとある。

なお永徳二年(一三八二)十月、住持通幻寂靈が作成した「惣持寺常住文書目録」に「延寿堂寄進状 六通⁽¹⁹⁾」とあるから、佚失した寄進状があったことがわかる。またその規模などについては触れていないが、少なくとも六通の寄進状や運営料などからある程度推察することができる。

(三) 仏殿・法堂の造立

(1) 仏殿

仏殿は七堂伽藍の中心で、本尊を安置するもつとも重要な建造物である。大殿・大仏宝殿・覚皇宝殿・大雄宝殿とも称している。『禅林象器箋』第二類殿堂門(十六頁下)によると、西域ではつぎのように「香殿」ともある。

西域佛殿。名香殿。毘奈耶雜事。佛爲外道現神通因緣云。世尊即以右足踏其香殿。是時大地六種震動。注西方名佛所住堂。爲健陀俱知。健陀是香。俱知是堂。此是香室香臺香殿之義。不可親觸尊顏。故但喚其所住之殿。卽如此方王階陛下之類。然名爲佛堂佛殿者。斯乃不順西方之意。(20)

また『禪苑清規』の百丈規繩頌に

不立仏殿、唯構法堂者、表仏祖親受當代爲尊也

入門無仏殿。陸座有虚堂。

卽此伝心印。当知是法王。(21)

とあるように、禪宗では唐代には仏殿はなく、宋の初期に設けられたとされる。しかし後代では仏殿が後述する法堂を兼ねるようになる。總持寺仏殿については、『永光寺年代記』康暦元年(一三七九)の条に「總持寺仏殿立」とあるが、これは左隣の永徳二年(一三八二)欄に書くべきものを、誤って康暦元年欄に書かれたものである。總持寺蔵「惣持寺仏殿造立目録」には、つぎのようにある。

(端裏書)
「惣持寺仏殿造立目録」

諸嶽山総持寺仏殿鉞立・礎(居立)□柱・上梁・上棟日記

康暦二年庚申二月廿二日、辰時鉞立、録物(録以下同ジ)五貫文、

同四月廿二日、辰時礎居立柱、録物拾貫文、

同六月廿六日、辰時上梁、録物□貫文、

永徳二年壬戌八月廿三日、辰時上棟、大工玄鑿、子息彦三郎任左衛門大夫取幣、棟拝後、引物衣一帖、次銀劍一腰、

次鞍置馬一疋、驂馬一疋、次小工鞍置馬一疋、番匠十六人各馬一疋充、記名字於札著馬、棟掛物六拾貫文、奴佐

絹三・綿一兩・麻苧一兩・檀紙一帖・膝著絹一・善綱絹三・布三・弓絃絹一・棟餅九枚・下鋪布三・瓶子三具・

大肴一対・大筒一并小肴出、立時瓶子一双・小肴、次葺師酒肴・馬一疋、次鍛冶酒肴・鞍置馬一疋、点心料足拾貫文・飯米式斛、次猿樂三頭各米一俵・馬一疋、次土瓶十六諸方助成、次陞座、次諷經、々々後読疏、

上棟助成日記

(越中國、大徹宗全)
立川寺 馬一疋

(能登國、実峰良秀、五百文)
定光寺 馬一疋

(加賀國能美郡、了堂真覺)
仏陀寺 馬一疋

(梅山)
聞本首座 馬一疋

妙忍典座 馬一疋

(瑞巖)
韶麟藏主 馬一疋

禪鑿藏主 馬一疋

明慶大史(姉) 五百文

(了峰)
正杲浴主 五百文

祖英浴主 三百文

慶福寺坊主 馬一疋

豊田比丘尼五百文

明源大姉 二百文

(長正通)
櫛比殿 馬一疋

新井殿 馬一疋

阿岸殿 馬一疋

竹原殿 馬一疋

高山殿 馬一疋

仁岸殿 馬一疋

了宗 馬一疋

幸性 馬一疋

道了 馬一疋

已上、拾八貫文

永徳二年壬戌八月日 記之⁽²²⁾

(通幻寂霊)
(花押)

これは永徳二年八月、通幻寂霊(二三三一九)が總持寺仏殿の鉞立(木造)から上棟までの造営経緯、鉞立・礎居立柱・上梁などの禄物(俸禄)や、大工をはじめとする葺師・鍛冶・猿樂などへの引物(贈り物・進物)、さらには助成者と助成内容を詳細に記録したもので、その収支の概容がわかる。願主については触れていないが、住持の通幻寂霊と思われる。

總持寺においては瑩山禪師による僧堂造立以来の本格的造営といわなければならないが、はじめに造営経緯につい

て記している。康暦二年(一三三〇)二月二十二日辰時に鉞立(録物五貫文)し、同四月二十二日礎居立柱(録物十貫文)、同六月二十六日に上梁(録物〇貫文)しているから、鉞立から上梁まで四ヶ月要している。また永徳二年(一三三二)八月二十三日に上棟しているから、鉞立から約二年半の年月を要したことがわかる。またその間の経費も記されているが、残念ながら上梁の碌物部分が破損のため、正確には知ることができない。しかし造立のための年月、上梁の關係を除く経費などから、寺院建築専門の關係者なら、規模なども推察できるかも知れない。

つぎに上棟の次第は、大工玄鑿と子息彦三郎(左衛門大夫に任命)が幣をとり祓をしているが、棟拜後に大工・小工・番匠の引物や、上棟用の掛物、さらには葺師・鍛冶・猿棗の引物が列挙されている。大工の引物は衣一帖・銀劍一腰・鞍置馬一疋・驂馬(添え馬)、小工には鞍置馬一疋、番匠十六人には各馬一疋充、名字を記すとある。

また上棟用掛物は六十貫文で奴佐絹・綿・麻苧(からずし)・檀紙・膝著絹・善綱絹・布・弓絃絹・棟餅・下鋪布・瓶子・大肴・大筒・小肴出、立時瓶子・小肴などがあげられている。また葺師に酒肴と馬一疋、鍛冶に酒肴と鞍置馬の引物や点心料足十貫文・飯米二斗、猿棗三頭にそれぞれ米一俵・馬一疋の引物さらには土瓶十六諸方助成が記されている。

ついで仏事次第は単に陞座・諷經・諷經後読疏とあるのみで、後述する「總持寺法堂造立注文」のように、詳細には記録されていない。

最後に助成者と助成内容が連記されている。助成者は峨山門下と在俗婦依者からなっているが、助成内容とあわせて掲げると、以下のとおりである。まず峨山門下は立川寺(越中国大徹宗令)・定光寺(能登国実峰良秀)・禅鑿藏主馬一疋と五百文(或いは法堂の助成内容から五百文の代りに馬一疋か)・仏陀寺(加賀国能美郡了堂真覚)・梅山聞本首座・妙忍典座・瑞巖韶麟藏主・慶福寺坊主各馬一疋、明慶大史(姉)・了峰正泉浴主・豊田比丘尼五百文、祖英浴主三百文、明源大師二百文となっている。

また在俗信者は能登外浦一帯の在地武士層やその一族と思われるが、櫛比殿（長正連）、新井殿・阿岸殿・竹原殿・高山殿・仁岸殿・了宗・幸正・道了各馬一疋とある。これらの助成を累計すると、馬十七疋と三貫文になるが、「合計十八貫」とあるのは、馬の分が代錢で寄進されたからであろう。

このように通幻寂霊は仏殿造立における収支の概要を記録しているが、同年十月には「總持寺常住文書目録」⁽²³⁾と「惣持寺新寄進田地目録」⁽²⁴⁾を作成している。なお同じ永徳二年三月晦日「長正連田地寄進状」に

奉寄進惣持寺仏性田事

合式段者、在所、

(諸番料)
とりこへ山部作五、
同心仏作七、同観
勝作八、已上式段、

右田者、正連住代さうてんの処也、然を正連現当二世のために、新造至尊に毎日仏しやうの御料に寄進したてまつる処也、若子々孫々の中に、いらんわつらいを申輩にをひてへ、不孝の仁として、かの所を知行すへからす候、仍為後日寄進状如件、

永徳二年壬戌三月晦日

長谷部正連（花押）⁽²⁵⁾

とある。新造至尊は、この仏殿に安置するためのものだったに違いない。またこの正連書状は至尊の毎日仏餉料として田地二段を寄進したものである。

また永禄六年（一五六三）八月九日には等喜が能登賀嶋郡津向山慈溪寺前住月印瑞珠座元の入牌料として總持寺仏殿に不尽灯の鳥目千疋と、鉄灯籠一箇を寄進するので、代々怠慢のないよう希った、寄進状はつぎのとおりである。

能州賀嶋郡津向山慈溪寺前住月印瑞珠座元禅師為人牌、不尽燈之鳥目千疋并相添鉄燈籠一箇、奉寄進仏殿者也、代々無怠慢様仁、各可被加尊意之旨所希候、

永禄六年癸亥八月九日

僧等喜（花押）

進上総持寺

五院守塔⁽²⁶⁾

(2) 法堂

法堂は説法堂の意で、住持が仏に代つて衆に説法する堂宇で、禪院においては主要伽藍の一つである。古くは仏殿の項でも触れたが、『禪苑清規』の百丈規繩頌に「不立仏殿、唯構法堂」とあるように、仏殿はなく法堂のみ建てられた。『禪林象器箋』第二類殿堂門に、つぎのようにある。

法堂

忠曰。演^ニ説^ニ大法^一之^レ堂。故^ニ云^ニ法^ニ堂^ト。故^ニ黃^ニ潛^カ百^ニ丈^ニ山^ニ師^ニ表^ニ閣^ニ記^ニ云^ニ。東^ニ陽^ニ嗣^ニ住^ニ是^ニ山^ニ。既^ニ新^ニ作^ニ演^ニ法^ニ之^レ堂^ト。此^ニ又^ニ宋^ニ景^ニ濂^カ護^ニ法^ニ錄^ニ妙^ニ辨^ニ大^ニ師^ニ塔^ニ銘^ニ序^ニ云^ニ。元^ニ季^ニ。寺^ニ焚^ニ于^ニ兵^ニ。公^ニ奮^ニ然^ニ有^レ爲^ル。創^ニ演^ニ法^ニ堂^ト。及^ニ方^ニ丈^ニ室^ト。

しかし後には仏殿の後方に建てられたばかりか、前にも述べたように、やがて仏殿が法堂を兼ねるようになる。現在の禪宗寺院では、仏・菩薩を安置する仏殿・法堂、さらには住持の居間である方丈の機能をもった本堂が中心の建物となっている。

仏殿の造営から四年後の至徳三年（一三八六）九月二十九日、大徹宗令（一三三三―一四〇八）が法堂の造立について、鉞立から上棟までの経費、引物、助成者などを中心に記録した「總持寺法堂造立注文」がある。いま掲げると、つぎのとおりである。

^(編纂者)
「總持寺法堂造立目錄」

^(大徹宗令)
(花押)

諸岳山惣持寺法堂鉞立日記

用途参貫文

瓶子三双

点心參百文

膝著染物一个

次柱立雜用

礎居時瓶子一双代百文

石下置三十文

同金一朱

方丈点心代壹貫文

柱錢七貫文

柱絹二疋代二貫五百文

鞍置馬二疋代二貫文

引添馬二疋代二貫五百文

石拭布代百四十文

膝著絹代壹貫三百文

瓶子五双代五百文

同濁酒代百文

香飯一石一斗

餅三斗

同二重在此、

米一石四斗

以上、十七貫百七十文

米一石四斗

……(紙繼目)

次開堂雜用

点心三番菜代三貫五百文

雜用壹貫文

香飯一石

白槌禪字引物五百文

仏事次第

先拈条、両班書法語後渡侍者、

侍者度首座令読之、

次拈香、

次祝聖香、

次旦那香、

次仏香、

次師香、

次陞座、

次禪学問答、

次叔謝、

次提綱、

次說法即下座、

次札数如常、

次引大衆入仏殿、

次浴仏諷経、

上棟次第

棟錢參拾貫文、奴佐絹二疋、弓絃絹一疋、染物二个、弓卷、善

繩絹二疋・同布二个、餅下敷布三个、綿一兩、麻十兩、大工玄

鑿・子息新兵衛尉取幣、棟拜後、引物織小袖一个、銀劍一振、

次鞍置馬一疋・引添馬一疋、次小工鞍置馬一疋、別馬一疋、

玄鑿馬一疋、音同四人各馬一疋充、(鹿島郡)金丸大工馬一疋、(紙繼目)桑屋衛門

五郎馬一疋、其外番匠各馬一疋充代七貫文、猿樂三頭各馬一疋、

次鍛冶鞍置馬一疋代壹貫文、盛物二重一对、瓶子三双、瓶子一

………
(紙繼目)

双・大筒一个・餅二鉢・白酒甕三个入木屋、次鍛冶瓶子一双・餅一鉢・白酒甕一个、捨物用途二百文、新保村用途三百文・白酒甕一个、以上百姓之中酒直三百文、惣点心八貫六百元、雜用三百八十六文、香飯二石計、

以上、用途五十五貫百八十六文

上棟助成分

(丹波國、通勿寂堂)
永沢寺 練經小袖一个代老貫五百文

(笠山)
得仙首座 香合一个代二貫文

(羽咋郡之)
光穂寺 馬一疋

(越前國、無端祖環)
祥園寺 馬一疋

(長正通)
櫛比殿 馬一疋

阿岸殿 馬一疋

新井殿 馬一疋

仁岸殿 馬一疋

湯浦殿 馬一疋

萩 殿 馬一疋

乃一殿 馬一疋

(義勝方)
高間殿 馬一疋

田尻殿 馬一疋

……(紙繼目)

平田殿 馬一疋

坂見殿 馬一疋代五百文

淨妙 馬一疋

大工素麵老貫備

至徳三年九月廿九日

（大徹宗令）²⁸
（花押）

この法堂造営については、応安二年（二二六九）十一月廿日の「長宗悟田地寄進状」に、つぎのようにある。

奉寄進

能登国内保村内惣持寺領事

合参段者、

一段三、おたらう作、
一段四、ふかた、
三、キツネ田

右、彼田地者、宗悟重代相伝所領也、然為惣持寺法堂造営、限永代奉寄進所也、於宗悟之兒孫中、就彼田地致違

乱儀者、永可為不孝仁候、仍為後日寄附之状如件、

応安二年十一月廿日

宗悟（花押）²⁹

これは長宗悟が惣持寺法堂造営のために、櫛比荘内保村の田地三段を永代寄進したものであるが、先に掲げた「總持寺法堂造立注文」の至徳三年（一三三六）より十八年も前にあたっており、法堂の造営は總持寺として前から懸案の事業であったことがわかる。それは法堂は住持が仏に代って衆に説法する道場で、礼拝の対象である本尊を安置する仏殿や、修行の根本道場である僧堂とともに、禅院における中心的伽藍であるからである。

「總持寺法堂造立注文」の記録は、最初に鉞立の経費として三貫三百文が記され、つぎに柱立雑用の内容と経費が

列挙されて、合計十七貫百七十文と米一石四斗、さらには開堂雑用として白槌禪学引物まで五貫文と香飯一石と記されている。つぎに仏事次第と上棟次第があるが、先の仏殿の場合と順序が逆になっている。

また仏事次第は、仏殿では陞座・諷経・読疏と極めて簡単な記録であったが、法堂の場合は拈条、両班が法語を書き、首座が読む、拈香、祝聖香、旦那香、仏香、師香、陞座、禪学問答、敍謝(謝語)提綱、説法、礼数、大衆入仏殿、浴仏諷経と差定まで詳細に掲げられている。

上棟次第では最初に棟銭三十貫文として、上棟に必要な掛物の奴佐絹、弓絃絹、染物、弓巻、善繩絹、布、餅下敷布、綿、麻などがあげられている。

つぎに仏殿と同じように大工玄鑿とその子息(新兵衛)が幣を取り祓をしている。棟拝の後は大工などの引物が列挙されている。大工は織小袖一个、銀剣一振、鞍置馬一疋、引添馬一疋、小工は鞍置馬一疋と別に馬一疋、玄鑿馬一疋、音同四人各馬一疋、金丸大工馬一疋、桑屋衛門五郎馬一疋、番匠各馬一疋充代七貫文、猿楽三頭各馬一疋、鍛冶鞍置馬一疋代一貫文とある。このなかで能登の地元出身と思われる金丸大工(能登町金丸を本拠とする大工)と、番匠桑屋衛門五郎(櫛比荘桑屋村が拠点か)が加わっていること、葺師が欠落のためか記録されていないことは注目しなければならぬ。

なおその後に上棟の掛物である盛物、瓶子、大筒、餅、白酒甕、鍛冶瓶子、餅、白酒甕や捨物用途二百文、新保村用途三百文、白酒甕一个、百姓の中酒直三百文、惣点心八貫六百元、雑用三百八十六文、香飯二石計が記され、その合計が「以上用途五十五貫百八十六文」とある。

最後に助成者と助成内容が掲げられている。助成者は仏殿の時と同じように、峨山門下と在俗帰依者(在地の武士階級とその一族)からなっている。助成内容をあわせて示すつつぎのようである。

峨山門下

永沢寺(丹波国通幻寂靈)

練經小袖一个代壹貫五百文(緝)

竺山得仙首座

香合一个代二貫文

光穩寺(羽咋郡か)

馬一疋

祥恩寺(越前国無端祖環)

馬一疋

在俗帰依者(仏殿の時とわずかに異なる。)櫛比殿(長正連)、阿岸殿、新井殿、仁岸殿、湯浦殿、萩殿、乃一殿、

高間殿、田尻殿、平田殿、淨妙各馬一疋、坂見殿馬一疋代五百文、大工索麵一貫価(義勝か)

このように大徹宗令は法堂造立について記録しているが、同日付でつぎに示すような「惣持寺常住新目錄」を作成してゐる。

惣持寺常住文書新目錄

一、櫛比殿寄進状(長正連)并売眷状(券) 四通

一、仁岸殿寄進状 一通

一、本庄殿安堵状(宗成)(至徳二年十一月日) 一通

一、本庄殿子息勘解由殿寄進状 一通

一、高間殿牛町渡状(長義勝)(櫛比莊二个村) 一通

一、了宗内保村寺領渡状(同莊内)(永徳二年三月二十六日)
(二)通へ永徳二年十月十三日 二通

一、伊藤殿渡状(長)(一通へ康暦元年二月三日) 一通

一、内保村宗悟寄進状(羽咋邊) 二通

一、玄久吉崎渡状(羽咋郡) 一通

至徳三年九月廿九日

宗令(花押)(30)

これは康暦年間頃以降の總持寺における重要な常住文書の目録である。

最後に總持寺仏殿・法堂の造立について、その経費が記録されているが、これは社会経済史の上から注目しなければならぬ。また仏事における猿楽の行事は、猿楽の流行を示すものであるが、伽藍の造営にあたり、一般には陰陽師や天文博士による勘文も行われているが、總持寺の場合は触れていない。今後の究明が必要である。また贈答品に衣・銀剣などとともに馬が盛んに行われていることも注目しなければならない。

(四)五院成立以降の諸堂舎

(1)五院

五院については「五院の成立時期とその実情」において触れたが、その成立については

- ①天正十五年（一五八七）以降（栗山泰音『總持寺史』）
- ②觀応二年（一三五二）（「五院并塔頭中由緒并五院什物目録」『禪学大辞典』）
- ③貞治三年（一三六四）（『總持寺誌』）
- ④明德元年（一三九〇）（『總持寺誌』）
- ⑤応永十五年（一四〇八）—十八年（延寿堂分田事）「普蔵院末代制戒事」
などの諸説があるが、いずれも誤解によるものである。峨山禪師二十五回忌に相当する明德元年（一三九〇）二月十五日の「通幻和尚遺誠記文写」に

（前略）為老僧嗣法小資者、輪次而可住之、竜泉・妙高亦同之、^③（後略）

とあり、また同年十月二十日「通幻寂靈等總持寺置文写」の「總持寺住院次第」に

總持寺尽未来際条々置文事

一、住持職事、自当年十月至三十七箇月可有告退、但退院十月二十八日、入寺同以廿二日可定吉日也

(中略)

一、新命之請狀、從諸塔頭承門徒儀、各別可加判者也

一、於当寺可書寺号事(中略)次諸塔頭坊主御影、侍者之外不可掛錫(以下略)⁽³²⁾

とある。また『通幻寂靈再住諸嶽山總持禪寺語録』の「退院上堂語」の尾に

明德元年庚午十月廿一日退去妙高庵⁽³³⁾

とあり、また明德二年五月五日の「總持寺第五世通幻大和尚喪記」に

一、喪使^{仏陀寺・宗悟藏司} 祥園寺・伝法庵⁽³⁴⁾

とあることなどから、少なくとも妙高庵は明德元年、伝法庵は明德二年には存在していたことは確かである。また

前に掲げた明德元年十月二十日の「通幻寂靈等總持寺置文写」に「諸塔頭」「諸塔頭坊主」とあるのは、妙高庵や伝

法庵以外の塔頭(普蔵院・洞川庵・如意庵)もあつたと推察される。

このように明德元年にはすでに五院は存在していたと思われるが、その規模などについての記録はない。

(2)地蔵堂

地蔵菩薩は釈尊入滅から弥勒菩薩が出世するまで六道に輪廻する天上から地獄に至る一切の衆生を済度し成仏せんと誓う菩薩。また国宝称名寺聖教の湛睿の唱導資料にも、極悪の闡提・大悲観音とともに地獄の栖守とされている。

地蔵堂については明德五年(一二九四)八月二十四日の『普濟善救總持寺門前地蔵堂供養法語』につきのようにある。

地蔵安座点眼堂供養^{能州惣持寺門前、明德五年} ○コノ行、イニ「明德五年甲戌八月廿四時正第四
甲戌八月廿四日彼岸中日、之日能州總持門前地蔵堂落成開光安座」トスル、

以筆^{筆点イ}兩点云、豁開頂門眼、応現大士身、伽羅峯上月、夜々照塵々、^{家郷イ}恭惟、夫薩埵者、無仏之処^{尊独イ}称独尊、^{度厄之時}極悪之岐

志^レ己躬、金錫声響三途底、宝珠光散十方空、利生則運歩於劍樹刀山、遊戯則分身於地獄天宮、内秘菩薩行、外現

是尊容、雖然与麼、即今鎮座堂奥一句、作麼生委悉去、安住不動如須弥山、元來座斷主人翁。⁽⁵⁵⁾

これは通幻寂靈（一三三二一九一）の法嗣で、總持寺第十三世の普濟善救（一三四七—一四〇八）が、明徳五年八月廿四日、總持寺門前に地藏堂が落慶し、地藏菩薩の安座点眼を行った法語である。これにより地藏堂が建立されたことがわかるが、規模などについては不明である。

(3) 山門

禪院の七堂伽藍の一つで、総門の後、仏殿の前に建てられ、その左右に金剛力士像を安置する。また三門とも云う。しかし『禅学大辞典』にはつぎのようにある。

三門は三つの門で、南面および東西に面して三門を設けたのが古刹であるが、禪院では外山門・中門・正門の別が見られるから、参道に沿って三つの門が設けられたものである。しかし後には左・右に小、中央に大門（正門）を並列して作る三戸の門となり、さらに左右の門がはぶかれて正門だけとなったため三門の原意を失った。なお『禅林家器箋』第二類殿堂門にはつぎのようにある。

忠曰。山門者。山對^ハ城市^ニ之言^ナ。城市俗。山林眞。凡蘭若反俗居。本宜^ト在山。所謂^ル遠離處也。⁽³⁶⁾
關若、智度論
翻^シ遠離處^ニ

またつぎのようにもある。
三門^ノ閣上。必設^ニ十六羅漢^ノ像。中安^ニ寶冠釋迦。以^ニ三月蓋長者善財童子。爲^ニ挾侍。釋迦或
又有^下安^ニ五百羅漢^ノ者。釋氏資鑑云。宋元豐元年。天嘗久旱。帝禁中齋禱甚力。一夕夢。有^レ僧乘^レ馬。馳^ニ空中。
口吐^ニ雲霧。既覺。而雨大作。翌日遣^ニ中貴。道^ニ夢中所見物色。相國寺三門五百羅漢中。至^ニ三十三尊。畧^ニ彷彿。
即迎^テ入^レ内觀^レ之。正帝所^レ夢也。⁽³⁷⁾

山門については、応永十五年（一四〇八）八月の「正法年譜住山記」（年代記）に つぎのようにある。

十五戊子「惣持寺山門建立、八月十三日上棟 石屋之代」^(応永)

これは通幻寂霊の法嗣で總持寺第二十世石屋真梁(一三四五—一四二三、応永十四年(一四〇七)七月十九日—十六年三月廿八日在任)代の応永十五年八月十三日に、總持寺山門が建立された記録であるが、それ以外規模などについての記録はなく不明である。

(4) 一切経蔵

一切経蔵については、つぎのような資料がある。

蔵経目録^(端裏書)

一切経一蔵箱数之事

都合五百八十二箱也

右、箱者黒漆、每箱有字

- 如意
- 宗繁(花押)
- 伝法
- 乘駿(花押)
- 洞川
- 性順(花押)
- 妙高
- 昌立(花押)
- 普蔵
- 梵康(花押)
- 当任(心忠)
- 賢孝(花押)
- 前住(怡雲)
- 如欣(花押)

享徳四年乙亥 正月廿八日⁽³⁹⁾

これは享徳四年(一四五五)正月廿八日、前住怡雲如欣、当任心忠賢孝および五院住持の七人が連署し、總持寺一切

經の經箱の數量を点検し報告したもので、箱の数は五百八十二箱、箱は黒漆塗りで、箱毎に文字が記されているとある。またこれは五百八十二箱の經箱を收納する經藏の存在を示すものである。しかし一切經は写本か刊本か明らかでないのみならず、一切經藏の規模などについても全く記していない。

因みに一切經は大藏經とも呼称するが、仏典の一大叢書である。漢訳大藏經、パーリ語大藏經、チベット大藏經が有名であるが、外にも蒙古語、西夏語、滿洲語などの大藏經も知られている。また大藏經は經(仏の説いた教え)、律(仏が制定した教団の生活規則)、論(仏の教説)經・律に対する弟子達の注釈・研究)の三藏からなっているが、その成立はつぎのように考えられている。

釈尊入滅後は、聖なる言葉は文字にしないという古代インドの習慣から、教えはもっぱら記憶暗誦を頼りとして、師から弟子に口伝された。また教えの散逸を防ぐとともに、正しく統一するため、三回(一説に四回)にわたり結集(聖典編纂會議)が行われた。一方では百余年(一説には二百余年)を経過したころから、教団は寛容で進歩的な大衆部と、厳格で保守的な上座部に分裂し、その後も仏教の發展にともない再分裂が生じて、紀元前百年ころまでに、大衆部は九部、上座部は十一部、合計二十部の諸部派が成立したといわれている。

これらの諸部派はみずからの正統性を主張し、そのよりどころとするため、經と律の整備が必要だった。また經と律が確定すると、自説を構築するため、經の注釈や研究をさかんに行ったが、これが發展したものを論藏と呼称してゐる。

このような經緯で成立した經・律・論の三藏(仏教聖典)は、紀元前一世紀のころから文字に写され、貝葉(貝多羅葉)ターラの葉から作る)に書かれ、やがて書物の形になったといわれている。

また一世紀初頭、仏教が中国に伝来すると、仏典も相次いで將來され、安世高、鳩摩羅什(三四四―四二二)、真諦(四九一―五六九)、玄奘(六〇二―六六四)、不空(七〇五―七七四)などの訳經僧によって、さかんに翻訳(漢訳)された。

また東晋から唐にかけて道安『綜理衆經目錄』、僧祐『出三藏記集』、費長房『唐代三寶記』、道宣『大唐内典錄』、智昇『開元釈教錄』、円照『貞元新定釈教目錄』など十種類にもおよぶ訳経目錄が編纂され、「一切経」あるいは「大蔵経」と呼称された。なかでも智昇(唐代)が開元十八年(七三〇)に編纂した『開元釈教錄』二十巻は、はじめ私撰の一切経にすぎなかったが、後にはその優秀性を認められ、その『現定入蔵録』一〇七六部五〇四八巻は、やがて欽定(天子が定めた)目錄となった。またその後中国や日本における仏典目錄の基本となり、「五千余巻の大蔵経」と呼ばれるようになった。また唐の円照が貞元十六年(八〇〇)に編纂した『貞元新定釈教目錄』三十巻には、それ以降伝訳されたものと、失訳(訳者名が不明なもの)まで追加し、二四一七部七三八〇巻を収め「福州七千巻之一切経」といわれた。

また後漢の和帝(在位八九一—一〇五)ころ宦官の蔡倫により紙が発明(前漢Ⅱ紀元前後の麻紙が発掘されているから、製紙技法の改良と紙の普及か)されると、漢訳された経論の書写が(1)令法久住(2)積功累徳(3)追善供養などの目的からさかんに行われた。それは法琳(五七二—六四〇)の『弁正論』八巻(道・儒二教と仏教を対比し、仏教が正法なることを弁じたもの)によると、陳武帝は写一切経十二蔵、文帝は写一切経五十蔵などとあるように、中国の天子は競って一切経を書写させている。これは天平七年(七三五)法相宗四伝として有名な玄昉(?—七四六)将来の五千余巻をはじめ、白鳳・奈良時代の留学僧道昭(六二九—七〇〇)、道慈(?—七四四)、宗叡(八〇九—八四)などが将来した一切経の零本(離れ本)や単行(単独で行われている)經典はその一端を示すものであるばかりか、唐代の敦煌古写経などからも、如何に写経がさかんであったか推察することができる。しかし宋代以後は出版技術の進歩により、莫大な労力と時間を必要とする写経は、追善供養や特別な事情を目的としたものを除き、衰退の一途をたどり、出版がさかん行われるようになったが、大蔵経も例外ではなく、書写から出版に移行し、判明しているものだけでも十四種におよんでいる。それは

- (1) 宋官版
- (2) 高麗版
- (3) 契丹版
- (4) 北宋東禪寺版
- (5) 北宋開元寺版
- (6) 南宋思溪円覺寺版
- (7) 南宋思溪法寶寺版

(8)金版 (9)南宋磧砂延聖院版 (10)元弘法寺版 (11)元大普寧寺版 (12)明版(万曆版) (13)清官版 (14)頻伽版
である。

また日本も中国と同じように、はじめはもっぱら筆写によるもので、現存する最古の經典、聖德太子(五七四―六二二)筆『法華經義疏』をはじめ、奈良時代には官立写經所・写後經所が設置され、護国の經典(『金光明最勝王經』『法華經』)は写經所で、その他の經・律・論は写後經所で専門の写經生により書写された。また神護景雲元年(七六七)には奉写一切經司が設置され、一切經の書写事業が積極的に推進された。一切經書写の初見は『日本書紀』天武天皇元年(六七二)川原寺(奈良県明日香村)で行われたものであるが、奈良時代に書写された一切經は、文献や遺巻などから聖武天皇勅願經・五月一日經(光明皇后願經)をはじめ、十部以上知られている。また平安・鎌倉時代においても、白河天皇(一〇七二―八六在位)時代に書写された金字一切經、黒字一切經、石清水一切經、久安五年(一一四九)末代が富士山に納めた如法書写の一切經、仁平元年(一一五一)藤原定信が二十三年をかけ書写し、春日社に奉納した一切經、藤原清衡・秀衡願經の一切經(中尊寺經)など、一切經の書写がさかに行われている。

しかし日宋・日元交通の発展にともない、宋・元版一切經の取得が容易になると、色定法師良祐(一一五九―一二四二)が四十二年にわたり独りで書写した一筆一切經や、北条政子(一一五六―一二三五)十三年忌供養一切經、波多野義重が永平寺へ寄進した一切經、新宮寺(宮城県名取市)一切經をのぞき、まったくみることができない。

このような書写一切經にかわり、日宋・日元交通により、平安中期から南北朝時代にかけて將來された宋版一切經は、判明しているだけでも十三例ある。また遺品も宮内庁書陵部や十七寺院(殆んどが重文)にある。また宋・元版の影響を受け、鎌倉松谷寺などで開板が計画されたが、いづれも未了に終り、実際に実現したのは江戸時代で、天海(一五三六―一六四三、寛永寺版一切經、一四五三部六三三三卷)と鉄眼道光(一六三〇―一六八二、万曆版の覆刻、黄檗版、一六一八部七三三四卷)によるもので、いづれも十年余かかっている。これらのことについては、拙著『金沢文庫資料の研究

稀觀資料篇』「称名寺宋版大藏經と新出目錄」(法藏館)を参照されたい。

また一切經は前にも述べたように、「五千余卷」あるいは「七千卷」という膨大な数量であるから、その整理と検索のために、各卷の内題と尾題の下に千字文(天地玄黄……焉哉乎也)を与えている。与え方は天に十卷、地に十卷とあるように、一字に十卷宛て配している。總持寺一切經一藏の箱数が五百八十二ということは、五千余卷の一切經を収納するのに極めて適当な数量である。また箱毎に文字があるのは千字文であることは間違いない。また經箱が黒漆で塗られているのは、保存と装飾のためであることは確かである。

現在總持寺祖院にある経蔵は能登半島地震においても、わずかに外壁の損傷に留まった程の堅固な建造物(石川県指定重要文化財)であるが、四間三尺(八・一m)四面の宝形造りで、内部には寛保三年(一七四三)に加賀藩六代前田吉徳や山内塔司、さらには近隣の村人たちによる勸化金で完成した八角輪蔵がある。これは寛保三年正月十一日、杉山屋源七「輪蔵仕用書覚」に

輪蔵仕用書覚

一切経輪蔵八角ニシテ、壹方引出シ三ツ並ニ仕、八ツ合式拾四箱、惣箱数百九拾式、何^茂桐板ニ仕、板厚サけすり立四歩半、前板九歩ニ仕申事、

一、柱丸柱ニシテ、頭貫大輪に仕、組物三科ニシテ、大輪下高サ式尺斗之内、台仙成ニシテ、内ニ八天之彫物置申様ニ仕、外ゆた柱丸柱ニシテ、平桁頭貫ニ仕、其上ニ手先組物ニシテ、大たるきニ仕申事、

一、二軒作りニシテ、飛えんたるき木負・茅負仕上ハ、裏板軒廻り惣屋ね板打申事、

一、角木八本共、金めつき金具ニ而、竜頭ニ仕申事、

一、下之分者、先達而、御絵形之通、三ツ料組物之下、八大竜王之彫物入申所ハ、すはま形ニシテ絵様可仕候、

其外何^茂木柄之儀者、追而御経大サ相知次第、あなた様御絵図申請、諸事御指図次第、念ヲ入出来仕申事、

一、惣而たるきばるめつき金具、唐草地な、こ金伯〔器〕二へん置、其外高欄并じやのたんちらし金具、何茂金二へん置、上仕立金具ニ仕申事、

一、惣鉄金具、真柱上下金具者かね交りニ仕、其外鉄釘并鉸、何茂上仕立ニ仕申事、

一、真柱下石、大サ三尺五寸四方、高サ弐尺ニシテ、上之戸室石ニ而仕申事、

一、輪藏松方ニ而出来仕、宮腰迄持届ケ、認様随分念ヲ入、繩・莖私方ヲ出し可申事、

一、輪藏能州於御寺組立出来、

代銀 拾弐貫百拾四匁五分 文丁銀

右目錄之通、私江被仰付候へ、何方様御指図ヲ請、諸事上仕立ニ仕、去目錄ニ洩申候共、有懸リ之事、随分念ヲ入、出来指上可申候、以上、

寛保三年正月十一日 杉山屋 源七(印)

大西久左衛門様

御口入

覚

一、宮腰ヲ能州迄船運賃銀、并海上請合不申事、

一、輪藏惣材木、大坂ヲ参申ニ付、只今ハ図り入不申事、

一、引出くわん金具、大坂ヲ参り申ニ付、図り入不申事、

一、八大之竜王之彫物ハ図り入不申事、

一、ぬし屋細工一卷ハ図り入不申事、

右、此分私方図リニ無御座候、已上、⁽⁴⁰⁾

とあるように、八角、一面は三列で八段の二十四箱、総箱数百九十二とあるも、現在のものは一段少ない七段で、百六十八箱である。またこの輪藏(回転式書架)に収納されている一切経は、延宝六年(一六七八)刊の黄檗版と、慶安元年(一六四八)刊寛永寺版若干といわれている。

このように祖院のものは経藏・経箱・一切経(黄檗版)はいずれも江戸時代のものであるが、本文書(享徳四年(一四五五))にある一切経は、黄檗版より少なくとも二百二十年以上古く、経藏や経箱は約三百年以上古いことがわかる。

また祖院の経藏が輪藏であることは、享徳時の経藏も輪藏であったに違いない。輪藏については、『禅林象器箋』第二類殿堂門(二六頁下以下)につきのようにある。

輪藏

設機輪。運轉法藏也。傳大士創造。

釋門正統塔廟志云。復次諸方梵刹。立藏殿者。初梁朝善慧大士。傳風愍諸世人。雖於此道。頗知信向上。然於贖命法寶。或有男女生來。不識字者。或識字。而爲他緣。逼迫。不暇披閱者。大士爲是之故。特設便方。創成轉輪之藏。令信心者。推之一匝。則與看讀同功。故其自誓曰。有登吾藏門者。生生不失人身。又能旋轉不計數者。是人所獲功德。即與誦經無異。今稱龍宮海藏者。乃約龍樹入海而言。又稱天宮寶藏者。乃附慈氏居處而說。然一切如來。只令口誦心惟。轉我法輪。饒益群品。今大士。特興慈悲。在在處處。創此機輪。運轉不息。欲俾一切含靈。同霑利益。盡未來際。成等正覺。大哉神力。詎可思議耶。先民所謂。智者創物。大士其有焉。若夫諸處俱奉大士寶像於藏殿前。首頂道冠。肩披釋服。足躡儒履。謂之和會三家。佛印禪師元爲王荆公。贊其所收畫像曰。道冠儒履釋加沙。和會三家作一家。忘却率陀天上路。雙林癡坐待龍華。又列八大神將。運轉其輪。謂天龍八部也。又立保境將軍。助香火之

奉^レ。謂^ニ是在日烏傷宰^一也。茲^ニ三者^一。攷^レ錄無^レ文。錄六卷、弟子結集、進士樓頰修定、不能^ニ自決^一。

佛祖統紀云。梁傅大士。愍^ニ世人多故^一。不暇^レ誦^レ經及不^レ識^レ字。乃於^ニ雙林道場^一。創^ニ轉輪藏^一。以奉^ニ經卷^一。其誓有^レ曰。有^ニ登^ニ吾藏門^一者。生生不^レ失^ニ人身^一。有^ニ能信心^一。推^レ之一^ニ匝^一。則與^レ讀^ニ誦^一一大藏經。正等^ニ無^レ異^一。藏前相承列^ニ大士像^一。備^ニ儒道釋冠服之相^一者。以^ニ大士常作^ニ此狀^一也。列^ニ八大神將^一者。八部天神也。保境將軍者。在日烏傷宰。發^レ誓護^レ藏者也。註云。義烏縣舊名^ニ烏傷^一。

善慧大士錄云。大士在日。常以^ニ經目繁多^一。人或不能^ニ遍閱^一。乃就^ニ山中^一。建^ニ大層龕^一。一柱八面。實以^ニ諸經^一。運行不^レ礙。謂^ニ之輪藏^一。仍有^ニ願言^一。登^ニ吾藏門^一者。生生世世。不^レ失^ニ人身^一。從^ニ勸^ニ世人^一。有^ニ發菩提心者^一。志誠竭^レ力。能推^ニ輪藏^一。不^レ計^ニ轉數^一。是人即與^レ持^ニ誦諸經^一功德無^レ異。隨^ニ其願心^一。皆獲^ニ饒益^一。今天下所^レ建輪藏。皆設^ニ大士像^一。實始^ニ於此^一。

とあり、梁・傅大士の創始といわれており、聖教の出納や看読の利便性から発生したものである。後には法輪を転ずる意になり、単に聖教の安置を目的とする壁藏とは異なり、これを押して回わすことにより、読誦と同じ功德があるとされた。そのみならず、その風に当るだけでも功德が得られるとされた。

飛驒安国寺(岐阜県国府町臨濟寺)には応永十四年(一四〇七)に創建された現在最古の輪藏も知られているから、距離的に余り遠くない總持寺の経藏も、輪藏の可能性が非常に高い。

(5) 總持寺造営(伽藍名不詳)

文明十五年(一四八三)十月晦日、如意庵下の有力寺院である真浄寺了康が、如意庵宛に總持寺造営錢三十貫文の借用を申し入れたもので、つぎのようにある。

諸岳山惣持禅寺造営錢之事

合參拾貫文也、

右、件料足者、來歲^{甲辰}八月十五日已前亡、就本庵可渡申候、聊不可有怠慢之儀者也、仍為後日借狀如件、

文明十五年^{癸卯}十月晦日
真淨寺 僧了康(花押)

如意庵侍衣禪師^①

總持寺造営とあるから、伽藍名は明らかでないが造営事業が行われたことは確かである。了康については手がかりはないが、真淨寺については『總持寺住山記』では武州・越後・信州に、また『^{延喜度}曹洞宗寺院本末牒』でも埼玉・新潟・長野にあるが、そのいづれかかも知れない。

(6)方丈造立

方丈について『禪学大辞典』には寺院住持の居間。一丈四方の居室の意。維摩居士が毘耶離城中の一丈四方の部屋にあって三万二千の人を入れた故事によるとある。また『禅林象器箋』第二類殿堂門(二四頁)につきのようにある。

敕修清規聖節云。維那上^テ方丈。請^フ住持僉疏^ヲ。

傳燈錄。禪門規式云。長老既為^ニ化主。即處^ニ于方丈。同^ニ淨名之室。非^ニ私寢之室也。

祖庭事苑云。今以^ニ禪林正寢^ヲ。為^ニ方丈。蓋取^ニ則毗耶離城維摩之室。以^ニ一丈之室。能容^ニ三萬二千師子之座。有^ニ

不可思議之妙事^ノ故也。唐王玄策。為^レ使^ニ西域。過^ニ其居。以^ニ手版縱橫量^ル之。得^ニ二十笏。因以^レ為^レ名。

法苑珠林感通篇云。吠舍釐國。宮城周五里。宮西北六里。有^レ寺塔。是說^ニ維摩經^ノ處。寺東北四里許。有^レ塔。是

維摩故宅基。尙多^ニ靈神。其舍壘^ノ軛。傳云。積^ニ石即是說^レ法現^レ疾處也。於^ニ大唐顯慶年中。敕使衛長史王

玄策。因向^ニ印度。過^ニ淨名宅。以^レ笏量^ル基。止有^ニ二十笏。故號^ニ方丈之室^ニ也。

釋氏要覽云。方丈。蓋寺院之正寢也。^{引王玄策事}

忠曰。頭陀寺碑。有^ニ方丈字。先^ニ唐玄策。且附見。

文選、王簡栖頭陀寺碑文曰。宋大明五年。始立三方丈茅茨。以此經象。註高誘曰。堵長一丈。高一丈。面環一堵。爲三方丈。銑曰宋孝武皇帝時也。言立三方丈之室。覆以茅茨之草。以置經象也。

『總持寺住山記』第一二八世万休歲(尾州)永祿二年(一五五九)十月四日の条に
方丈造立沈金初也十月四日壬子

とあり、方丈が造立されたことがわかるが、規模などは不明である。

(7)五院塔頭

貞享三年(一六八六)五月廿五日「五院并塔頭中由緒書并五院什物目錄」中に、貞和元年(一三四五)峨山禪師開闢の永寿院から、正保三年(一六四六)融越開闢の円通院まで、二十二ヶ寺がつけのように列挙されている。

総持寺五院塔頭式拾式ヶ寺

一、寛正三年、通峰和尚寺開闢、拙僧迄住持拾式代、但貞享二年迄式百式拾五年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

普藏院塔頭

興禪寺 林芸印

一、慶長二年、別峰和尚寺開闢、拙僧迄住持五代、但貞享三年迄九拾年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

正覺寺 周村印

一、慶長拾壹年、朝岸和尚寺開闢、拙僧迄住持三代、但貞享二年迄八拾壹年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

正福寺 佐俊印

一、明応三年、雲山和尚寺開闢、拙僧迄住持九代、但貞享三年迄百九拾三年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地

ニ罷在候、已上、

同塔頭

長泉寺 林廓印

一、当院開闢者(一六〇)慶長五年、芳春院様御戒名を寺之院号ニ御付ケ被為成、寺御建立被成、總持寺御寺領四百石之内、

当院江高三拾石御寄附被為成、則芳春院様御位牌当院ニ御立置被為成候、慶長五年ノ貞享三年迄八拾七年ニ罷成候、開寺住持(徐芸)象山和尚(妙高庵塔頭)ノ只今迄住持六代ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

芳春院 看主 明堂印

一、慶長拾五年、(主徐)大透和尚寺開闢、拙僧迄住持三代、但貞享二年迄七拾七年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地

ニ罷在候、已上、

同塔頭

玉泉寺 門達印

一、長祿三年、心忠和尚寺開闢、拙僧迄住持拾三代、但貞享三年迄式百貳拾八年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領

之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

昌寿寺 文廓印

一、寛永四年、雲山和尚寺開闢、只今迄住持三代、但貞享三年迄六拾年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷

在候、已上、

同塔頭

雲光寺 看主 智門印

一、正保三年、融越和尚寺開闢、拙僧迄住持四代、但貞享三年迄四拾壹年ニ罷成候、(續山長知)円通院殿・(同康玄)桂岸院殿為御墓

守、横山左衛門殿御建立被成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

円通院 雷天印

一、慶長四年、象山和尚寺開闢、拙僧迄住持六代、但貞享三年迄八拾八年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ

罷在候、已上、

同塔頭

太清院 文智印

一、(一四六八) 応仁二年、高岩和尚寺開闢、拙僧迄住持拾代、但貞享三年迄式百拾九年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地

ニ罷在候、已上、

同塔頭

宝幢寺 文広

一、(一四九七) 明応六年、雲沢和尚寺開闢、寛永十年迄代々世牌相統候得共、中絶仕候ニ付、万治二年致中興、拙僧迄住持

式代、但貞享三年迄百九拾年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

洞川庵塔頭

慶徳寺 白元印

一、(一五九二) 文禄元年、宝山和尚寺開闢、只今迄住持七代、但貞享三年迄九拾五年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ

罷在候、已上、

同塔頭

東源寺 看主 紀長

一、(一五九七) 慶長二年、湛翁和尚寺開闢、拙僧迄住持四代、但貞享三年迄九拾年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ罷

在候、已上、

同塔頭

昌泉寺 児康

一、(一六三三) 寛永九年、元固首座寺開闢、拙僧迄住持四代、但貞享三年迄五拾五年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ

罷在候、已上、

同塔頭

秀翁院 存龍印

一、(一三九四) 応永六年、大徹大和尚寺開闢、拙僧迄住持十二代、但貞享三年迄式百八拾八年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺

領之地ニ罷在候、已上、

伝法庵塔頭

覺皇院 岩能印

一、長祿二年^(一四五八)、惟忠和尚寺開闢、拙僧迄住持拾一代、但貞享三年迄式百貳拾九年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

千寧寺 通門

一、文明十二年^(一四八〇)、可屋和尚寺開闢、拙僧迄住持八代、但貞享三年迄式百七年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

永福寺 天秀印

一、天正五年^(一五七七)、雄祝長老寺開闢、拙僧迄住持三代、但貞享三年迄百拾年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

松岩寺 光吉印

一、長祿元年^(一四五七)、威翁和尚寺開闢、拙僧迄住持八代、但貞享三年迄式百三拾年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

如意庵塔頭

瑞雲寺 巨天

一、天正拾二年^(一五八四)、大室和尚寺開闢、拙僧迄住持五代、但貞享三年迄百三年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

青陽軒 真長印

一、貞和元年^(一三四五)、峨山大和尚寺開闢、拙僧迄住持十二代、中此五代他山仕候、但貞享三年迄三百四拾貳年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

永寿院 松沢印

右總持寺五院并塔頭由来如斯ニ御座候、總持寺由緒之儀者、去年御尋之節、指上候通ニ御座候、其外縁起・御寄進状等無御座候、五院什物之儀ハ別紙目錄ニ記指上申候、已上、

能州總持寺役局 松岩寺 光吉印

(二六八六)
貞享三年五月廿五日 同 昌壽寺 文廓印

同 慶徳寺 白元印

不破彦三殿 (為臣) 同 瑞雲寺 巨天印

富田治郎左衛門殿 (重臣) 同 興禪寺 林芸印

(五)天正十八年回禄による再興

(1)前田利家による復興

天正十八年(一五九〇)四月十一日、前田利家朱印状につきのようにある。

今度当寺炎上之条、急与可有再興事肝要候、且本寺為造興、且宗門為繁榮候之間、分國中曹洞宗旨之僧侶、造畢之間寺中相詰、無懈怠可被普請、若於有違背之禪侶者、為一宗可被追放之状如件、

羽柴加賀宰相

天正十八
卯月十一日 利家(前田)(印文「利家長壽」)
(朱印)

總持寺

これは前田利家(一五三八―九九)が天正十八年四月十一日、總持寺に宛てたもので、その内容は今度總持寺が炎上したことについては急ぎ再興することが肝要である。かつは本寺再建のため、かつは宗門繁榮のためであるから、分

国々領国(能登国)内の曹洞宗旨の僧侶は造立し終るまで、寺中に詰め、かかりきりで怠りなく建築に従事されるべきである。若しこれを守らざらむいた禅侶があつたら、宗門のために追放されるべきだとあり、總持寺の再興について強い意欲をもっていたことがわかる。

この文書が発信された時、利家は豊臣秀吉の命により、小田原北条征伐のため北関東に出陣し、四月七日ころには根小屋城(高崎市)を焼き払って、松井田城(群馬県碓氷郡松井田町)包圍作戦の陣中であつた(四月二十日大道寺政繁は利家に降参している)が、總持寺炎上の報をうけ直ちに発信したものである。火災の実情についての詳細はわからないが、元和元年(一六一五)から元禄十六年(一七〇三)にわたり、總持寺代官星野保五郎が記録した「總持寺由来」にある「物持寺諸堂天正年中焼失ニ付後建立之次第」に、その規模は明らかでないが、つぎのようである。

總持寺諸堂天正年中焼失ニ付後建立之次第

- 一、文禄元年 妙高庵、
- 一、同二年 方丈、
- 一、慶長二年 仏殿、
- 一、同二年 方丈再建、
- 一、同九年 大庫理^(總)、
- 一、同十三年 山門、但棟札ニ者十五年卜有之候、
- 一、同十四年 芳春院、
- 一、寛永三年 如意庵、
- 一、同十年 洞川庵、
- 一、同十六年 芳春院再建、

一、同年 侍真寮、放光院ト号ス、

一、同十九年 玉橋、

一、同年 二字札、

一、正保三年 方丈再建、但此時金張付ニ相成、則金紙者(前田利常)国君宝庫者被仰付なり

一、同四年 鐘樓堂、但棟札ニ者慶安二年ト有之、

一、承応二年 大庫理再建、

一、同年 妙高庵再建、

一、寛文三年 方丈再建、但此時金百枚(前田綱紀)国君者拜領ナリ、

一、同八年 普蔵院再建、

一、同十三年 仏殿再建、⁽⁴⁵⁾

これをみると大半が焼失した全焼に近かつたようである。また文中に本寺再興とあるのはとりわけ注目しなければならぬ。それは宗旨上本寺は永光寺であるが、天正十七・十八・十九年における永光寺と總持寺の輪住者数を比較すると、永光寺が一人・一人・二人に対し、總持寺は二十二人・二十九人・二十五人となっており、両寺の寺勢は歴然としており、總持寺が政治的・経済的に能登国曹洞宗の最有力寺院としての地位を確立していたから、元和元年（一六一五）の寺院法度における本末制度の制定以前ではあるが、利家は總持寺を能登国の本寺と認めていたと思われる。しかし總持寺の再建は利家が期待していた程順調ではなかつたらしく、慶長四年（一五九九）二月十四日、つぎのような「前田利家印判状」がある。

態令啓候、仍能州惣持寺之儀、打捨置もいかゝにて候間、此度とりたて可申候、材木等をも内々取集候様ニ尤候、人足なと之儀、(三輪書志)藤兵衛・(大井直孝)久兵衛ニ申付候、此たひ者、こけらふきの下地ニ可被仰付候、作事様子、彼兩人ニ被仰

聞候て、令書付可給候、恐々謹言、

(慶長四年)
亥

二月十四日

(象山徐雲⁴⁶)
宝円寺

(前田)印文「嘉永」
利家(印影) ○コノ印、慶長三年八月ヨ
リ同四年三月ノ間用イル、

これは利家が宝円寺(金沢市)象山徐雲(一六一九)に宛てたもので、内容は殊更申し上げるが、能登總持寺のことは、そのまま放置しておくのはどうかと思うので、建てようと思う。材木等も内密に取り集めるのは当然なこと、人足などのことは三輪藤兵衛や大井久兵衛に申しつけた。今度は柿葺の下地にするよう云いつけてほしい。また建築の様子は彼の兩人に聞いて書きつけてもらいたいとある。總持寺炎上は天正十八年だから、その後約十年も経過しているにも拘わらず、再建は遅々として進捗しなかつたらしく、前に触れた「總持寺由来」とおりであれば、わずかに妙高庵・方丈・仏殿(永見観音堂移建(大本山總持寺年表))および再建方丈のみであったから、利家は業を煮やして、自ら造営に踏み切った様子が窺える。これは利家が如何に總持寺を重視していたかを示すものである。なおこのような利家による造営について『日本洞上聯燈録』巻第九は「加州護国山宝円寺大透圭徐禪師(中略)文禄癸巳師告^(二年)「太守」再造^(前田利家)總持。輪奐壯麗。視^(二)古有^(一)以加^(一)矣」⁽⁴⁷⁾とあり、大透圭徐(一五二五—九八)が前田利家に告げて諸堂を築造したと述べている。

(2)山門造立

前項でも述べたように、天正十八年總持寺回祿後、前田利家は鋭意その復興につとめているが、利家夫人富禪尼もつぎに示すように山門を造立し、加州桃雲寺開山象山徐雲を請して落慶説法をしてしている。

六年辛丑宗富禪尼造^(二)總持三門。請^(レ)師落慶説法。⁽⁴⁸⁾

(3)大庫裡修理

『總持寺誌』附録『大本山總持寺年表』慶長八年（一六〇三）の条に「この歳大庫裡を修理」（本山記録）とあり、大庫裡を修理したことがわかる。

(六)寛永・寛文の造営

(1)如意庵建立

「如意庵輪住帳」の序に「慶長十九年伽藍回祿⁽¹⁶⁴⁾」とあり、「如意庵輪住誌序」に「慶長十九年罹于祝融之災自殿宇及乎古書誌都作烏有⁽⁵⁰⁾」とあって、如意庵が慶長十九年に焼失したことがわかる。また『加賀藩史料』第十一編所収「金竜公記史料」（五〇九頁）に「正月二十日夜能州惣持寺五院中如意庵失火坊舎尽焼（後略）」とあり、その実情が推察できるが、前に掲げた「總持寺由来書」により寛永三年（一六二六）建立しているが、規模などについては不明である。

(2)方丈・禅堂の建立

寛政八年（一七九六）三月「宝泉寺堂宇修補勸化添書願」に、つぎのようにある。

寛文元年、当寺住職宥遍代、律師安置場再建奉願候処、其節御本山ニ^(前略)茂方丈・禅堂御建立之砌故、諸般御多用ニ

付、御合力置彼仰付候^(而)、少々修補而已⁽⁵¹⁾（以下略）

これは寛文元年（一六六一）に宝泉寺（能登道下村）住職宥遍が、定賢律師像を安置する堂宇を造立しようと願出た処、その節總持寺も方丈・禅堂を建立中で、諸般多用であったが、合力仰付けられ、少々修補しただけ云々とある。このなかに總持寺が方丈・禅堂を建立中とあるが、「總持寺由来」寛文三年（一六六三）に方丈再建（規模など不明）とあるも、禅堂については触れていない。

(3)客殿造立

これについては「正法寺誌」に「峨山三百年忌を期し客殿再建⁽⁵²⁾」とあるように寛文四年（一六六四）、峨山禅師の三

百年大遠忌を期し客殿を造立しているが、規模などには触れていない。

(4) 山内塔頭の造立

總持寺五院塔頭の造営については、貞享三年(一六八六)五月廿五日の「五院并塔頭中由緒書并五院什物目録」に詳しい。成立年代のみならず、開山や現住あるいは世代数などもつぎのようにある。

なお總持寺五院塔頭式拾式ヶ寺については、(四)五院成立以降の諸堂舎(7)五院塔頭で述べたが、「五院并塔頭中由緒書并五院什物目録」の全貌を示すため、繁を顧みず掲げることにする。

五院并塔頭中由緒書并五院什物目録

〔表紙〕 貞享二年

五院并塔頭中由緒書并五院什物之目録、公儀江差上候留書

公儀江上り候へ、繼紙ニ而巻物ニ而、繼目之裏印へ、瑞雲寺巨天自分之印判中程ニ押之、五院之什物目録壹所ニ上ヶ之候ニと由来、是も又如右之繼紙・巻物印判右同断、

一、能州總持寺五院開基

普藏院(宗真)太源大和尚 当現住 了山印

妙高庵(寂意)通幻大和尚 同 逸堂印

洞川庵(祖瑞)無端大和尚 同 斧峰印

伝法庵(宗念)大徹大和尚 同 大川印

如意庵(良秀)美峰大和尚 同 春長印

右總持寺開山瑩山・二代峨山迄独住持、其後觀応二年ニ五院開闢仕候、貞享三年迄三百三拾六年ニ罷成申候、五

院末派が毎年八月十五日ニ五院輪番入替、總持寺持来候、五院之儀、總持寺境内ニ寺御座候、当山之儀者、

(前田判卷)
大納言様以来四百石之御寺領御寄進被為成候、

總持寺五院塔頭式拾式ヶ寺

一、寛正三年、通峰和尚寺開闢、拙僧迄住持拾貳代、但貞享三年迄貳百貳拾五年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

普藏院塔頭

興禪寺 林芸印

一、慶長二年、別峰和尚寺開闢、拙僧迄住持五代、但貞享三年迄九拾年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

正覺持 周村印

一、慶長拾壹年、朝岸和尚寺開闢、拙僧迄住持三代、但貞享三年迄八拾壹年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

正福寺 佐俊印

一、明応三年、雲山和尚寺開闢、拙僧迄住持九代、但貞享三年迄百九拾三年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

長泉寺 林廓印

一、当院開闢者慶長五年、芳春院様御戒名を寺之院号ニ御付ヶ被為成、寺御建立被成、總持寺御寺領四百石之内、当院江高三拾石御寄附被為成、則芳春院様御位牌当院ニ御立置被為成候、慶長五年方貞享三年迄八拾七年ニ罷成候、開寺住持象山和尚方(徐志)只今迄住持六代ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

妙高庵塔頭

芳春院 看主 明堂印

一、慶長拾五年、大透和尚寺開闢、拙僧迄住持三代、但貞享三年迄七拾七年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地

ニ罷在候、已上、

同塔頭

玉泉寺 門達印

一、長祿三年、心忠和尚寺開闢、拙僧迄住持拾三代、但貞享三年迄式百式拾八年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

昌壽寺 文廓印

一、寛永四年、雲山和尚寺開闢、只今迄住持三代、但貞享三年迄六拾年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

雲光寺 看主 智門印

一、正保三年、融越和尚寺開闢、拙僧迄住持四代、但貞享三年迄四拾壹年ニ罷成候、〔横山長知〕 円通院殿・〔同康多〕 桂岸院殿為御墓守、横山左衛門殿御建立被成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

円通院 雷天印

一、慶長四年、象山和尚寺開闢、拙僧迄住持六代、但貞享三年迄八拾八年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

太清院 文智印

一、応仁二年、高岩和尚寺開闢、拙僧迄住持拾代、但貞享三年迄式百拾九年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

宝幢寺 文広

一、明応六年、雲沢和尚寺開闢、寛永十年迄代々世牌相統候得共、中絶仕候ニ付、万治二年致中興、拙僧迄住持式代、但貞享三年迄百九拾年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

洞川庵塔頭

慶徳寺 白元印

一、文祿元年、宝山和尚寺開闢、只今迄住持七代、但貞享三年迄九拾五年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

東源寺 看主 紀長

一、慶長二年、湛翁和尚寺開闢、拙僧迄住持四代、但貞享三年迄九拾年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

昌泉寺 児康

一、寛永九年、元固首座寺開闢、拙僧迄住持四代、但貞享三年迄五拾五年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

秀翁院 存龍印

一、応永六年、大徹大和尚寺開闢、拙僧迄住持十二代、但貞享三年迄貳百八拾八年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

伝法庵塔頭

覚皇院 岩能印

一、長祿二年、惟忠和尚寺開闢、拙僧迄住持拾一代、但貞享三年迄貳百貳拾九年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

千寧寺 通門

一、文明十二年、可屋和尚寺開闢、拙僧迄住持八代、但貞享三年迄貳百七年ニ罷成候、居屋敷総持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

永福寺 天秀印

一、天正五年、雄祝長老寺開關、拙僧迄住持三代、但貞享三年迄百拾年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

松岩寺 光吉印

一、長祿元年、威翁和尚寺開關、拙僧迄住持八代、但貞享三年迄式百三拾年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

如意庵塔頭

瑞雲寺 巨天

一、天正拾二年、大室和尚寺開關、拙僧迄住持五代、但貞享二年迄百三年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

青陽軒 真長印

一、貞和元年、峨山大和尚寺開關、拙僧迄住持十二代、中此五代他山仕候、但貞享三年迄三百四拾式年ニ罷成候、居屋敷總持寺御寺領之地ニ罷在候、已上、

同塔頭

永寿院 松沢印

右總持寺五院并塔頭由来如斯ニ御座候、總持寺由緒之儀者、去年御尋之節、指上候通ニ御座候、其外縁起・御寄進狀等無御座候、五院什物之儀ハ別紙目錄ニ記指上申候、已上、

能州總持寺役局 松岩寺 光吉印

貞享三年五月廿五日 同 昌寿寺 文廓印

同 慶徳寺 白元印

不破彦^(為其)三殿 同 瑞雲寺 巨天印

富田治郎左衛門殿^(重) 同 興禅寺 林芸印

覺 普藏院分

一、龍虎画 牧溪筆、 二幅

一、勢田帰龍画 唐画、筆者不知 一幅

一、牡丹画 同、 二幅

一、鳴鶴画 同、 一幅

一、豊干泉大道画 同、 一幅

一、賭 子昂筆、 二幅

妙高庵分

一、官人・官女画 唐画、筆者不知 二幅

一、蝦蟆仙人画 同、 一幅

一、維摩画 同、 一幅

一、馬画 韓翰筆、^(念) 一幅

一、布袋画 唐画、筆者不知 一幅

一、賭 但縫字、 一幅

右総持寺五院之内、什物如斯ニ御座候、洞川庵・伝法庵・如意庵什物無御座候、已上

能州総持寺役者 松岩寺 光吉印

貞享三年五月廿五日 同 昌寿寺 文廓印

同 慶徳寺 白元印

不破彦三殿 同 瑞雲寺 巨天印
 富田治郎左衛門殿 同 興禪寺 林芸印⁽⁵³⁾

(5) 洞川庵再興

洞川庵再興に関する資料「洞川庵御材木送り状之事」は、つぎのようである。

(印文叶)
(印) 極印

- 一、四本 三間ノ丸太指渡シ壹尺貳寸、但シしころ遍ノ木、
- 一、六本 三間ノ壹尺角
- 一、三拾九本 三間ノ八寸角
- 一、三枚 三間平物中壹尺六寸、厚サ壹尺、
- 一、八拾貳本 貳間半ノ八寸角
- 一、百四拾貳本 貳間ノ八寸角
- 一、八枚 貳間平物中壹尺六寸、厚七寸、
- 一、貳本 貳間ノ壹尺角
- 一、四枚 八尺五寸ノ平物中貳尺、厚八寸、
- 一、三本 三間ノ六寸角
- 一、七拾四本 貳間半ノ六寸角
内六拾七本庫裏ノ分、
- 一、百四拾八本 貳間六寸角
内百壹本庫裏ノ分、
- 一、貳百拾三枚 鹿料板
内四拾五枚庫裏ノ分、
- 一、七百五拾挺 播木

一、九本 内百挺庫裏ノ分、

八尺八寸角

一、拾六枚

七尺五寸板 中壹尺七寸、
厚六寸、

本数合千五百三品手取木也、右之材木松前江指浜ニ而、礎ニ積渡シ申所実正也、尤運員金・積荷・酒手・掛り物等者、此方ニ而悉相済シ申候、然上ハ津々浦々諸役・新役・手船・引舟浮取等者、木主毛頭不存候、右之材木能州鹿磯浜ニ而、庄屋之新屋三郎右衛門殿御差図之木場江はん立、極印木数相改、急度請取可申候、万一海上之義者、北国廻舟之可為古法候、為後日之材木送り状如件、

松前志摩守家頼 (箱込)

江指松山奉行

元禄七年

明石志左衛門内

材木支配

戊六月廿七日

山本久兵衛

(印文「山本」森光)
(印)

越前新保舟頭

竹内佐次兵衛殿

能州総持寺御寺内

昌泉寺様 (昌)

これは元禄七年(一六九四)六月廿七日、松前江指の材木支配山本久兵衛が、越前新保舟頭竹内左次兵衛および總持寺塔頭昌泉寺(洞川庵配下)に宛てたものであるが、これによって如何なる事情が明らかではないが、洞川庵再興のための用材を遠く北海道に求めていることがわかる。また用材の内容や数量、さらには北前船の機構、用材搬送の内情・仕組など的一端がわかる。

また元禄八年には加賀藩五代前田綱紀からも地材木を拜領しているが、これらにより洞川庵の規模が類推される。⁽⁵⁵⁾

なお『總持寺誌』によると安永元年(一七七二)十一月二十九日、螢山禪師に後桃園天皇から「弘徳円明国師」の諡号がつぎのように贈られている。

勅 仏慈師人天宗師 仏祖嗣嫡 奏対十事叡聞 為賜紫出世道場

感得一夢勝因 現放光動地祥瑞 開法門於四処 振徳化於八紘

身嘗雖没竹塢白雲之室 経悠遠名今 得達楓宸青鎖之闥

来永慕苟思彼徳 如遇其人 因諡曰弘徳円明国師

安永元年十一月廿九日⁵⁶⁾

これを期に大規模の伽藍修理が行われているが、具体的には史料がなく明らかでない。

(七)文化三年大火による焼失諸堂舎再建

これについては「江戸末期における總持寺の実情(二)——文化三年の火災と再建を中心として——」⁵⁷⁾に詳述しているが、ここでは伽藍の再建を中心に述べることにする。まず火災に関する資料は『諸堂舎造営記』『現方丈内記録』および總持寺筆頭代官「星野源五郎守善日藍」その他部分的に触れているものもあるが、ここでは便宜的に『現方丈内記録』によることにする。

(前略)

一、文化三年丙寅正月廿一日、暁天後寅ノ下刻時分に、如意庵より災火発生ス、此節^(大饗宗卷)伝法庵御開基之四百回之遠忌相当、法用ニ付役局中并ニ賄方等入込有之故、伝法庵方丈ハ行忌前中後、先規ニ而如意庵之新命寮^{江移}、借寮住居ニ被在候由、如意庵方丈者当番故現方丈^{江相移居}、庵ニ者典座与侍真留守居す、右入込有之内以之外之大災出来、前代未聞於山ニ不幸之至、誠ニ扶桑派下一統之大難事、氣之毒不過之、^折打節大風吹起、卯ノ下刻時分迄ニ諸堂不残致焼失候由、去共普蔵院・洞川庵ハ無恙不思議ニ遁レ残り候、于時

守護神威徳（護） 不思儀之事共有之候由、災火相静候上者、先早速御開山（益山紹運）・二代尊像普蔵院江奉移、同室中江鎮金相移、転儀式差問無之、転般若等無意相勤り候、洞川庵江仏殿本尊・今上位三牌・伽藍神等奉移、於茲二日々勤行ス、依而遠近郷寺院自他宗、且ツ俗家不残見舞来由、尤急災暫時之間故、五、六里末へハ聞之程不分明ニ有之、漸々昼時が一派之寺院、且ツ俗家等追々見舞来由、此節芳春院者二代尊遠忌之願事等ニ付在江戸、依而評議之上、早速加賀公儀、且宝円寺等江為届、慶徳寺出府有之由、時ニ災火儀聞及フ人々、自他宗老若童婦ニ至迄、消肝驚嘆至極、実ニ笑止千万此事ニ候、況や一派之法孫災跡江来見テ、落涙痛情尤之義ニ候、

扱此節輪薫之寺院、心勞痛情可為尤事ニ候、右万端心勞紛々故ケ代何れ（茂）一回中之記録諸事一も無之候、拙僧共存候ニ災難儀者時節与茂可申、箇様ニ前後ニ無之時節之事者、尚更諸般委敷致記録可被置之所、以之外ニ存候、拙僧共旧命方一回中之儀不存候得共、大災之儀任見聞ニ万ズ一分記置焉候、扱又風聞ニ承り候所、内々（酒、以下同シ）西水等取微行、熟酔酩之余リニ箇様之誤り茂致出来候様ニ、各々登山之道中筋風評打聞申候、誠ニ宗門之慚愧不過之存候、是以後五庵ニ大行法等有之候而茂、必ず其庵之御主人、他寮江出借寮之儀ハ、決而不然儀ニ存候、後々御心得可被為在候、別而一回中随侍・家来ニ至迄茂、水西等用ひ候義、必御停止可然、尚又方丈方ハ嚴敷被禁可然存候、尚更主人ニ者一回中堅御慎、縦ひ為薬用酒共一回中必御無用之事ニ存候、右大災之時節輪住者、

普蔵院 一臘 加州玉龍寺 龍穩和尚
洞泉庵（天） 二臘 加州永福寺 道応和尚
如意庵 三臘 羽州大慈寺 徳恵和尚
伝法庵 四臘 伯州退休寺 磨埴和尚
妙高庵 五臘 但島（馬）養源寺 雄岳和尚

右代一回中記録無之故、無拠是等趣、拙僧共評儀之上、為後來誌焉置候、

(後略)

このように文化三年(一八〇六)正月二十一日暁天寅刻に如意庵客殿から発生した火災は、西からの大風により、一刻という短時間に、普藏院・洞川庵・白山宮本社・輪藏・十王堂などを除き、主な堂舎は焼失した。いま『現方丈内記録』により延焼経路を示すと、つぎのとおりである。

如意庵客殿・庫裡—禪堂—維那寮—妙高庵客殿・庫裡—伝法庵客殿・庫裡

〔仏殿—本山客殿—現方丈—侍真寮—大庫裡—浴室—山門—鐘樓堂—通用門—無縫塔—観音堂—七軒淨頭

焼失後寺院機能は難を免かれた普藏院や洞川庵さらには芳春院をはじめとする塔頭に移され、転僧式や大般若転読、日々の勤行も懈怠なく行っている。また早速に再建のための勸化許可を関三利(総靈寺・竜穩寺・大中寺)と協議し、寺社奉行に申請した。当時幕府は寺社の再建・修復の勸化願は禁止していたので、その許可は非常に難しかったが、ようやく文化六年十一月に聞届けられた。しかし提出した総図り(見積)は残っていないが、文化八年二月下旬の全国末寺に宛てた勸化依頼の「能州總持寺焼失諸堂舎再建入金積立帳」から、焼失諸堂舎の再建規模や経費を知ることができる。これについては後掲する「諸堂舎造営記附宝塔修工記併題」とともに『總持寺誌』は要略して触れているが、⁽⁹⁾ここでは全文を掲げてみる。

(表紙)
「能州惣持寺焼失諸堂舎再建入金積立帳」

一、祖堂

桁行拾七間半、梁間拾四間、
玄闕式間五尺四方、

此積高銀五百六拾四貫百七拾八匁、

一、仏殿

九間半四方、

此積高銀四百三拾貫貳百五拾五匁、

一、山門
桁行八間、梁間四間、

此積高銀三百七拾四貫四百四拾五匁、

一、山門左右山廊
桁行三間、梁間貳間兩側、

此積高銀貳貫四百五匁、

一、勅使門
桁行三間、梁間貳間半、

此積高銀六拾三貫三百貳拾三匁、

一、通用門
桁行五間、梁間貳間、

此積高銀貳拾六貫八百六匁、

一、現方丈
桁行八間半、梁間五間、

此積高銀九拾五貫三百九拾四匁、

一、放光閣
桁行拾間、梁間六間半、

此積高銀七拾九貫八百七拾壹匁、

一、大庫裡
桁行拾四間四尺、梁間拾三間、

此積高銀貳百五拾七貫九百五拾四匁、

一、僧堂
九間四尺六寸四面、

此積高銀八拾貳貫七百八拾六匁、

一、維那寮知客寮
桁行九間、梁間七間、

此積高銀四拾貳貫六百貳拾六匁、

一、如意庵客殿
桁行拾間、梁間七間半、仏間貳間四方、玄關貳間四方、

此積高銀百三拾三貫八百貳拾四匁、

一、同庫裡 桁行七間、梁間六間、

此積高銀四拾壹貫百九拾匁、

一、伝法庵客殿 桁行拾間、梁間七間半、仏間貳間四方、玄闕貳間四方、

此積高銀百三拾三貫八百貳拾匁、

一、同庫裡 桁行九間、梁間五間四方二九尺下家、

此積高銀四拾九貫九百貳拾五匁、

一、妙高庵客殿 桁行拾五間四尺、梁間拾壹間貳尺、玄闕貳間壹尺四方、

此積高銀貳百三拾八貫七拾三匁、

一、同庫裡 桁行拾間半、梁間七間、

此積高銀七拾貳貫七拾五匁、

一、開山廟塔 壹丈四方、

此積高銀九貫五百九拾五匁、

一、鐘樓 桁行三間、梁間貳間半、

此積高銀拾七貫九百九拾九匁、

一、觀音堂 貳間四面、

此積高銀拾貫三百五拾匁、

一、白山宮拜殿 四間半四面、

此積高銀五貫八百三拾八匁、

一、浴室
桁行八間、梁間四間、

此積高銀八貫貳百七拾貳匁、

一、七軒淨頭
桁行八間、梁間四間、

此積高銀八貫五百六拾八匁、

一、廻廊
延長貳百拾壹間半、梁間九尺、

此積高銀五拾六貫七百四拾貳匁、

一、築地塀
延長百四拾間、厚平均三尺、

此積高銀拾四貫七百五拾九匁、

一、庫裡物置
貳間四方、

此積高銀三貫目、

一、土藏
桁行貳間半、梁間貳間、

此請負高銀九貫五百目、

一、同斷
三間四方、

此請負高銀拾三貫五百目、

一、打戸屋形
拾箇所、

此請負高銀六貫目、

一、高塀
延長百六拾間、

此請負高銀七貫目、

一、材木藏
桁行拾間、梁間四間、

此請負高銀八貫貳百目、

一、作事小屋

桁行拾壹間、梁間拾四間、

此請負高銀四貫目、

合銀貳千八百八拾壹貫貳百五拾壹匁、

此金四万八千貳拾兩余、但金老兩ニ付
銀六拾目替、

右者、今般御奉行所江書上候再建素立積金高ニ有之候、諸造作皆出来并焼失之諸道具・法器等、全備致候迄者、

関三利方(総草寺・龍隠寺・大中寺)江入被見候通、総積高金拾壹万兩余相掛り候儀ニ候得者、時節柄与申大造之儀ゆへ、所詮出来申間鋪与存

候得共、何卒年限相掛り候共、責而有形通素立成共可なりに再建出来致、御朱印・御条目并祖訓之通り、本山職

法要茂相勤候様致度、一山之念願ニ候、誠ニ今般之儀者、諸寺院格別之丹誠荷担無之候而者、夫々再建与申筋ニも

難及、万一出来兼候節者不得止事、又候再勤化相頼申入候筋茂有之候間、何分前後一度ニ再建及円成候様、格別

荷担之念思召候、右積り金高、寺檀相当之出化偏所希候、以上、

文化八辛未年

惣持寺

二月下浣

役局(印)

諸国曹洞宗

諸寺院(60)

このように再建諸堂舎三十二の見積りによる規模(桁行・梁間)と経費(積高)などが詳細にわかるが、総額銀で二八八一貫二五一匁であり、金(一兩ニ付、銀六十目替)に換算すると四万八千二十兩余になる。しかし焼失した諸道具・法器なども完備するには十一万兩余必要としていることがわかったが、施工の表情は天保二年(一八三一)の「諸堂舎造営記附宝塔修工記併題」によらなければならない。繁を厭わず掲げることにする。

諸堂舎造営記附宝塔修工記併題

- 一、文化三^丙寅年正月廿一日丑刻、如意庵真前^ハ出火、無程禪堂^江火移り、西風烈々維那寮^江火移り、次ニ仏殿^江火移り、此時加州寺社所^江注進飛脚出立、無程客殿^江火移、次現方丈、次侍真寮、次大庫理^{〔棟以下同シ〕}、次山門・妙高庵・客殿・同庫理、次伝法庵・同庫理・通用門・無縫塔・観音堂・浴室・七間浄頭拾七宇、一時焼失大變至極言語絶候、乍去夜も明ケ渡り、御兩尊・五院開基・御元祖高德院様尊像^{〔前田利家〕}ハ宝幢寺^江御移シ申候事、尤諸堂法器類・御土蔵之書画類無紛失持出、下馬寺方へ相運安心之事、尤山門之御尊運ニ而、普蔵院・洞川庵相残り、廿一日夕景、七尊仏・御元祖高德院様尊像、普蔵院・洞川庵^江御移申候事、
- 一、普蔵院新命寮書院床懸高德院様之尊像安置致、七尊仏ハ普蔵院・洞川庵兩庵之真前御同列ニ仮安置致候事、
- 一、鎮禁之間仮ニ出来無之^{而ハ}、転衣之式差支申ニ付、普蔵院室中ノ奥三方を紅幕張、鎮禁之間金張付絵襖三方ニ立、仕切莊嚴取調候事、本山客殿再建成就迄ハ、転衣式ハ一朝も無怠慢相欠不申事、御尽力を以、相応ニ出世僧御登山被成候事、当分普蔵院本堂を仮客殿とし、惣持寺之額を懸客殿卜定、每朝行経不怠事、洞川庵本堂^江本山本尊釈迦如来ヲ安置致候事、妙高庵・伝法庵・如意庵^江御座所ニハ門中太清院を以、現方丈屋鋪^江引揚仮立候事、是妙高庵御座所也、伝法庵御座所ハ、永福寺を以、侍真寮屋敷^江引揚出来之事、如意庵御座所ハ、青陽軒を以、大庫理屋敷引揚、右三ヶ寺共三月中ニ出来、開基尊像御入仏現住方丈御引移有之事、
- 一、正月廿五日、加州宝円寺現住俊鳳和尚御倒着^{〔到以下同シ〕}、三州諸寺院追々馳集り昼夜示談之事、芳春院現住東海長老、
- 一、本山諸堂修覆勸化願方、江戸出府留主中也、
- 一、正月廿六日頃、寺社所^ハ、為見分与力之内嶽壯左衛門被罷越候事、一日逗留少々帰府有之事、
- 一、正月廿四日、加州津田公^ハ以吏^{〔使以下同シ〕}、御蔵□式拾□代銀壹貫目、焼失見舞倒来ニ候事、
- 一、加州大乘寺^ハ毛氈貳枚、砂糖貳斤、為見舞倒来之事、越前永平寺より見舞吏僧無之、鑑院和尚^ハ越前路途中

ニ而、金式歩扨便ニ而遣し候事、

一、近在御坊方・町家百姓中等ノ、米穀并諸材木、其外數品、当座見舞品ニ到来有之候事、

一、時之五院現住様方ハ、普藏院金沢玉龍寺、妙高庵但馬養源寺、洞川庵金沢永福寺、伝法庵伯州退休寺、如意庵出羽大森大慈寺等也、

一、芳春院方丈ニハ、諸堂屋ね及大破修覆勸化末派江頼方、文化二年丑年冬中江戶出府之跡後、寅年諸堂舎焼失有之候ニ付、焼失再建勸化ニ取直シ、金高多分ニ被頼出、拾七字再建可致、銀高取図り、早速江戶宿所江可遣旨申來候、四、

五万兩之図り高ニ中勘帳差遣候事、依而近末寺院・兩後見衆・山中□□御兩尊遠忌香資一祖様分式千兩定規ニ候、右式千兩ハ式拾倍増見テハ、凡四万兩斗ニ候事、此正を以テケ寺ノ百文ノ香資之寺ハ、錢式貫文ヲ出可申し、金老歩之寺ハ、金五兩出化頼申度、今度大麥未曾有之事ニ候得者、未派出情ヲ格別相頼申度事、是ニ一決治定いたし候事、化僧人撰を以、三ヶ国ノ巡国旅出立用意ヲ取懸り候事、化僧色衣寺庵無之而ハ、諸国不取扱ニ可有候哉ト、三州之内秀才、寺院相頼候事、伴僧并草履取主伴三人之事、

一、寅二月、近門七ヶ寺勸発を以、勅門能州一ヶ国ノ再建寄附致度旨ニ而、銀高凡五拾六貫目位図り、書絵図面も出来、則所口柴田新助、近來本願寺細工場を勤、才力之者にて、絵図面并諸人用図書差出申候、於本山満足候事、但し文化七年ノ同曆十四年まで円成事、

一、同年四月至、大庫理老字年相去儀、越中一國ニ而附再建御願被成瑞龍寺役者中品評之上、返答ニハ大庫理一字皆出来申而ハ、莫太大以下同シノ銀高ニ而候得者、諸人用之内六拾貫目、越中一ヶ国勸化ヲ以、御取持可申候、不足ノ所ハ本山ノ引足円成可被成、莫太之銀高請合置候而、却而不行届ニ候而ハ不可然、本山ノ其段ハ至極、尤何等ニも世話方主附瑞龍寺引請御願申入との事ニ而、瑞龍寺役寮漸治定合山満悦致候事、文化九年ノ同曆亥年迄円成之事、

一、寅年夏中ニ至、京都上林長左衛門カ、今般大麥山門之御災難、諸堂之内手輕所カ再建、上林主附寄附致度申来願候ハ、禪堂ハ最安候間、是ヲ上林氏主附寄附頼入申度治定之事、

文化三寅年二月カ三月カ中出来、

一、五拾五兩

同年、七拾兩

同年、五拾七兩

文化九申・酉兩年出来、

一、千兩

妙高庵飯屋山内衆評太清院を以、現方丈屋鋪江引揚諸人用、

伝法庵飯屋山内永福寺を以、侍真寮屋鋪江引揚諸人用、

如意庵飯屋青陽軒を以、大庫理屋鋪江引揚諸人用、

勅門、但左右築地共、大数近門寺庵主附、能州一ヶ国四拾六ヶ寺カ出金成就、

但シ、勅門惣後凶り銀高六拾貫目余之跡、四拾貫目能州一ヶ国四拾六ヶ寺カ出、銀拾四貫目ハ本山カ引足成就之事、

事、引足銀屋根方ト敷石代工料・地堅め等相払候事、

文化八未年、

一、百貳拾七兩二歩

々九申年カ同十一年迄成就、

一、四千四百四拾五兩貳歩

々九申年、

一、百四拾九兩

々十酉年カ同十三年迄、

一、三千兩

觀音堂貳間四方出来、

客殿惣間、（稱崇徳寺）行拾七間、（稱崇徳寺）梁拾六間、

神明宮本社再建ニ付、諸堂用木槻百本余伐取、衆評之上再建出来之事、

大庫理惣間、行拾四間、（稱崇徳寺）梁拾三間、

但大庫理再建入用、銀百五拾貫目余之処、七拾貫目者越中一ヶ国カ寄附を以建揚、残り八拾貫目余本山カ引足、

都合百五拾貫目ニ円成ニ候事、

々十二亥年カ十四五年迄成就、

一、四千六百貳拾六兩壹歩 仏殿惣間、九間四方、

々十四五年、

一、千五百拾兩壹歩

文化十四年、

一、三百九拾七兩貳歩

々十四五年、

一、貳百三拾兩三歩貳朱

現方丈惣間、行五間、（稱崇徳寺）梁五間、

維那寮惣間、行拾壹間、（稱崇徳寺）梁七間、軒高廿壹丈三尺、

浴室惣間、行八間、（稱崇徳寺）梁四間、

々、
一、百貳拾四兩貳步
々七_十年

一、七拾八兩貳步
々七_十年

一、貳百八拾貳兩壹步
々七_十年

一、拾五兩
々十三_十年

一、百六拾壹兩貳步
々十三_十年

一、百九拾六兩貳步
々十三_十年

一、百七拾四兩壹步
々十三_十年

一、四百三拾兩三歩
文化十三_十年

一、七拾九兩三歩
文化十三_十年

一、百壹兩
文化十三_十年

一、二百四拾六兩壹歩
文政五_十年

一、貳千九百兩三歩
文政元_十年再建

一、百九拾三兩三歩
文政五_十年

一、百八拾壹兩壹歩
文政五_十年

七間淨頭、行八間、
梁四間

客殿元関〔五〕大庫理廊下を唐戸敷石并左右かづら石石且共石代・石工作料〔六〕高、

北方拾貳間ニ梁四間道具納屋、

仮維那寮一ヶ所拾兩貳歩、仮侍真寮一ヶ所四兩貳歩、〔七〕後ニ早速取こほち除候事、

仮山門松木一色出来入用〔八〕高、

伝法庵庫理、文化十_十年〔九〕新建入用、四貫五百四拾目、同庵庫理古物取直シ、子年建

上入用、七貫貳百六拾壹匁、兩年〔一〇〕百拾壹貫八百壹匁、同庵元屋敷〔一一〕引越し候事、

如意庵庫理古物取直シ、子年建上入用、拾貫四百六拾五匁九分壹厘、同庵元屋敷大庫

理屋敷〔一二〕引越し候事、

山内永福寺、文化三_十年〔一三〕伝法庵仮屋ニ引揚候所、文化十一_十年再建金を以新出来入用

方、

山内青陽軒、文化三_十年〔一四〕如意庵仮屋ニ引揚候所、同十一_十年再建方〔一五〕弁之入用方新出

来材木也、

山内太清院、文化三_十年〔一六〕妙高庵仮屋ニ引揚候所、同十一_十年〔一七〕太清院元屋敷建替入用金

再建方〔一八〕弁之、但し古もの建也、

通用門、

客殿後山崩レ、再々建諸入用金〔一九〕払、

右後山崩土除ケ方入用、

無縫塔壹宇、惣間壹丈四方、

文政四巳年、

一、百四拾五兩

文政七年九月分同九戌年六月田成、

一、千百九兩壹歩

々八酉年、

一、貳百四拾兩

々、

一、九拾兩

々、十亥年、

一、七拾六兩三歩

一、三百四拾七兩

天保元寅年、

一、六拾八兩三歩

四間七間道具土蔵老筋買入、白山前二建、

妙高庵、行拾二間、梁九間四尺四寸、

同庫理、行拾間老寸貳分口、梁四間老寸八分、

同廊下長サ貳拾五間、

如意庵庫理本建出来、但し山内永福寺を以、思召有之揚寺ト相成候事、

惣廻廊百三拾間九筋建入用、

玉橋懸替惣入用内、橋板梁貳寸かけ輪桁槻高欄槓、此代壹貫六匁、石垣長延四丈貳尺、

高サ四尺五寸、坪ニ直シ五坪貳分五厘、代三百六拾七匁五分、壹坪ニ付七拾目宛、地

覆石越前壹尺ニ八寸四間半、石代并切造居手間共、百四拾六匁二分五厘、残物代二百

貳匁八分、大工貳百八拾五人、代六百貳拾七匁、壹人貳匁二分宛、人足八拾五人、代

百貳匁、 \times 貳貫百四拾六匁、銅板ハ下地有来之分相用ト、不足之分、寅年焼失之古銅

作直し、引足工料細工代請負図り、高岡金物屋□左衛門仕切之、表□代金三十三兩也、

都合六十八兩三歩、

鐘樓堂、悉皆請負図り壹宇二間ニ三間、

伝法庵惣間、行拾間半、梁七間壹尺五寸、

仮鐘樓堂壹ヶ所出来後取こほち、

妙高庵額大坂仏眼寺模道和尚墨跡、伝法庵額河内龍光寺惟範和尚也、如意庵額越中高

岡瑞龍寺国常和尚墨跡也、壹枚ニ付金五兩宛、大坂表ニ而材木細工共、天保二卯年出

来之事、

一、拾五兩

一、拾五兩貳歩

一、八百兩

文政十一亥年、

一、三百兩

天保元寅年、

一、貳拾兩
但し、本書長崎興福寺額有之ニ付、写取、本山仏殿に卯年掛之、

天保二卯年、

一、六兩

文化十一戊年三月朔日、

一、七拾壹兩三歩

天保二卯年八月、

一、五拾兩

文化九年六月下旬、

一、三拾七兩

一、拾四兩貳歩

一、貳拾兩

一、三拾八兩貳歩

一、四百八兩貳歩

一、貳百八拾五兩壹歩

一、七百九拾五兩

仏殿額肥前長崎出来、但し唐金山寺十四世俱契斌之墨跡也、天保元^寅年出来之事、

俱空契斌禪師ハ曹洞宗之知識ナリ、

惣門額、尾州万喬和尚之墨跡也、

諸堂舎再建柱建式諸人用、委ハ別帳ニ有之、

棟上式入用、委ハ卯年再建入払帳ニ有之、

勅門普諸小屋内「」出来公事ノ場検使登山ニ付、諸人用^并謝礼方^ハ高、

客殿前飾井戸壺口出来、

御年貢米蔵二間半ニ三間、古物壹筋買入取附、并日用人足・材木引人足共払、

山内正福寺、安永三年焼失之処、文政十^亥年ニ至リ、如意庵古庫理を以、再建諸人用

別帳詳也、古物也、

法器類^并火災後諸道具、追々買入申勘^ハ高、

侍真寮出来元来天保元^寅年^寅拜堂新規建立之処、常ニ不用ニ^而衆評之上、侍真寮取直し

候事、材木ハ八歩通り有来之品ヲ用、諸職人^并釘代等入用ニ^而如此銀高払、

如意庵客殿、惣間行拾間半、梁七間二尺二寸、嘉永四^亥年三月中迄ニ再建円成、同四

月廿三日御遷座之事、再建及延引申ハ、衆評ニ^而、文化年中諸国勸化未會有之大金ヲ

取集、十分過欠ル諺也、文化十四^丑年洪水ニ山崩と災難ニ恐入、嘉永四年迄態々及延

年候事、文化三^寅年焼失^ハ四十五年相延候事、銀高五拾四貫五拾九匁四分三厘、金相

場六十八匁カヘ、縁廻り造作□出来之□分、来子年帳面払、「」事、

一、千四百拾両余

禅堂宇五間四方、施主京都上林長左衛門寄附再建、悉皆上林ハ弘高、本山表ニハ此

銀高払除候事、

〆金貳万七千貳百九拾八両三步貳朱、

(添付絵図)
「能登国第八区鳳至郡門前村総持寺元境内諸堂舎等略図

一、(竪以下同シ)縦百貳拾貳間

一、横四拾四間三分 縦横竿平均

此歩総計 五千四百四歩六分

内 三千八百拾歩七分 建物并道敷共、

千五百九拾三步九分 処々空地ノ分上地

此及別 五反三畝三步九分⁽⁶⁾

これによると、未曾有の莫大な金額を取集めた諸国勸化や、文化十四年(一八一七)洪水による山崩れなどにより、文化三年(一八〇六)焼失から四十五年の長年月かかって、ようやく嘉永四年(一八五二)三月中までに再建円成、四月廿三日、遷座したとある。

また再建造営費は二万七千二百九十八両三步二朱とあり、前に掲げた文化八年の積高(能州惣持寺焼失諸堂舎再建入用金積立帳)と比較すると、二万七百両余減額になっている。これは規模が同じ七間浄頭・開山塔(無縫塔)などを除く、仏殿・現方丈をはじめとする諸堂舎の規模が小さくなっている事や、千四百拾両余の禅堂(五間四方)は、京都法衣・仏供商上林長左衛門の寄付などによるものであったからである。

なお参考までに、總持寺再建方から伊藤喜右衛門宛の、總持寺御堂再建礎搗人足・大工などの関係文書(石川県立図書館蔵伊藤家文書)があるので付記する。

〔八三〕
文化九年八月廿二日 總持寺再建人足組下村々より指越願

一筆致啓達候、秋冷之砌愈御堅固ニ可被成御座与珍重之至存候、然者此節当山祖堂再建礎搗ニ取懸り候之所、多分之儀ニ候得者、雇人夫而已ニ而者墓々敷も行兼申ニ付、御勞煩之儀ニ者御座候得共、御組下村方より手伝人夫助成御頼申度候、尤右之趣御承知被下候ハ、手代中之内老人詰合ニ而人夫御差繰御座候様、是又御頼申進候、右之趣得貴意度如此御座候、以上、

八月廿二日 惣持寺役局 青陽軒

伊藤喜右衛門殿

追々人夫昼飯之義者、此方ニ而致支度候間、左様御承知可被下候、尤一日人夫入用高百人程ツ、ニ御座候、尚委敷儀ハ使之者ノ手代中迄申述候様申付置候、以上、

〔八四〕
文化九年八月廿四日 館村彌三次總持寺普請場御雇許可案内状

覚

館村 弥三次

右之者、今度惣持寺御再建御普請所へ被雇候旨申来候間、縮方等之義嚴重申談可被指出候、尤別紙門前村肝煎へ指遣可被申候、以上、

(文化九年)
申

八月廿四日

館村肝煎

仁兵衛殿

馬場村

喜右衛門

(二八二三)
文化九年八月廿四日 総持寺普請人夫村別日割指出願

御組之内

覚

一、 内保村

一、 堀越村

一、 広岡村

一、 小山村

右四ヶ村明廿五日相頼置候、

一、 猿橋村

右廿六日ニ相頼置候、

右廿七日よりハ御繰り合を以御取斗被下様ニ頼上被存候、以上、

(文化九年)
八月廿四日

江尻邑左衛門
星野佐太郎

伊藤喜右衛門様

(二八二三)
文化九年八月廿四日 総持寺御堂再建礎搗人足に付書状

御使札致披見候、然者過日青陽軒ノ被頼遣候当山礎搗人足、御組下村方手伝之儀ニ付、委曲之趣被仰遣、段々引合、別紙を以申上候間、急度御取斗可被下候、尤末々相成候而ハ、村方差支之儀ニ被仰下、承知之上、其段も一統へ申談候、及返書候間、左様答可被下候、多用故、早々ニ遣答申上候、以上、

（文化九年）
八月廿四日

江尻邑左衛門

星野佐太郎

伊藤喜右衛門様

（二八二）
文化九年八月廿四日 総持寺御堂再建礎搗人足指越に付書状

一 翰啓上仕候、秋冷之砌彌御安全御達与珍重ニ奉存候、然ハ御本山御堂御再建御礎搗ニ付、組下村方ノ御手伝可申様、頃日青陽軒様より御使札を以御頼之趣承知仕候、依而組下村々申談、一日宛為致御手伝度人数相調理候処、大抵一日七、八拾人之函リヲ以、日数十日御座候、何時頃ノ指出可申哉、尤末ニ相成候而ハ、何角指支可申候間、明日ノニ而も指出申度御坐候御様子、此者ニ為相知可被下候、右得御意度如斯ニ御座候、以上、

（文化九年）
八月廿四日

伊藤喜右衛門（花押）

星野佐太郎様

江尻邑左衛門様

（二八三）
文化九年八月廿五日 総持寺普請場御雇に付御頼状

覚

館村

彌三次

右之者、今般惣持寺御普請所へ罷出度旨相願候処、御聞届ニ付指出候間、万端宜御頼申候、以上、

(文化九年)

八月廿五日

館村肝煎

仁兵衛

門前村肝煎

太郎右衛門殿

(二八二)
文化九年八月 総持寺再建に付大工御雇指紙面

(包紙ウツ書)

惣持寺

馬場村

伊藤喜右衛門殿 直歳役所

覚

館村

彌三次

一、

右当山再建普請所江罷出申度段願出申ニ付、願通り承届候条、御差越御座候様致度候、以上、

(文化九年)
申

八月

惣持寺再建方

直歳役所(印)

馬場村

伊藤喜右衛門殿

文化九年八月 總持寺再建に付大工御雇指紙面

覚

剱地村大工

伝右衛門

同村

宗四郎

同村

長平

同村木挽

新左衛門

右当山再建普請所江罷出申度段願出申ニ付、願通り承届候条、御差越御座候様致度候、以上、

申
(文化九年)

惣持寺再建方

直歳役所(印)

八月

馬場村

伊藤喜右衛門殿

文化九年九月廿三日 總持寺再建に付大工御雇指紙面

〔包紙ウツ書〕

(印) 惣持寺

馬場村

伊藤喜右衛門殿 直歳役所

覚

- 一、 劔地村大工
- 一、 佐左衛門
- 同村大工
- 忠四郎

右当山再建普請所江罷出度段願出申ニ付承届候、尤先達而同村大工伝右衛門・長平召封差遣候処、当分差支之儀有之由ニ而難參候様、棟梁源太郎方迄申越候ニ付、今般右兩人御差越有之様致度候、以上、

申 (文化九年) 惣持寺

九月廿三日

直歳役所(印)

馬場村

伊藤喜右衛門殿

(二八二三) 文化九年九月晦日 惣持寺再建に付大工御雇指紙面

〔包紙ワッ巻〕

惣持寺

馬場村

伊藤喜右衛門殿 直歳役所

覚

- 一、 館村大工
- 一、 要助

右当山再建普請所江罷出申度段願出申ニ付、願通り承届候条、御差越御座候様致度候、以上、

惣持寺

〔文化九年〕
申

九月晦日

直歳役所(印)

馬場村

伊藤喜右衛門殿^②

(八) 明治三十一年回祿と諸堂舎

(1) 火災の実情

明治三十一年の回祿は前に述べた天正十八年・文化三年の火災よりも大規模で、主要な伽藍や諸堂を焼失し、宗教活動にも支障を来たすだけではなく、横浜鶴見の現在地に移転する大きな動機になるほどのものだった。『宗報』第三十四号(明治三十一年五月十五日)大本山總持寺東京出張所監院石川素重の報告(『總持寺誌』一一二頁「明治三十一年の回祿と本山移転」)によると、火災の火元について「今回に於ける大火災の原因に就いては、其調査未だ正確ならざりしが、右は全く法堂の西入側なる洋燈より発火せしものなりと云ふ」とある。火災の第一発見者は神保如天(駒沢大学長、『禅学辞典』『正法眼蔵注解全書』編纂など)で、身を挺して重要書類や宝物を運び出したのは伊藤道海(独住九世)だったといわれている。

火災は四月十三日午後九時、法堂より出火、仏殿、紫雲台・跳竜室、放光堂、大庫裡、妙觸堂(大浴室)、第三宝蔵、衆寮、山門、勅門と延焼し、勅門前に流れる鬼溪より内部の諸堂はすべて烏有に帰し、翌十四日午前二時ころ鎮火した。また延焼を免れたのは伝燈院(開山御廟)、慈雲閣、第一・二宝蔵、什庫、倉庫、荒神水屋形、不動閣、鎮守堂、小門三棟など小建造物のみ十余棟と、珠橋より外にある経蔵、舍利殿、照心閣(仏慈講宿所)、三松閣および芳春院以

下の山内末寺などである。いま明治三十一年五月十九日の「曹洞宗大本山諸嶽山總持寺焼失並残存区分真図」の裏面にある、伽藍、諸殿堂の名称・規模、竣工年などに関する記録を掲げることにする。

(2)焼失伽藍

勅門

間口三間一尺五寸
奥行三間一尺
文化九年再建

仏殿

間口十二間二尺
奥行十二間二尺
文化十二年ヨリ文政二年ノ五年間ニ再建

法堂

間口廿八間
奥行二十間
文化九年ヨリ文政元年ニ至ル七年間ニ竣工

紫雲台

間口十五間一尺五寸
奥行八間三尺五寸
文化十四年ヨリ文政三年ニ至ル四年間ニ竣工

暮^バ松齋

間口五間
奥行三間
明治十年新築

微笑室

間口四間
奥行一間半
明治十年新築

普蔵軒

間口二間半
奥行一間半

放光堂

間口十間五尺
奥行七間
文化十三年再建、明治十六年改修

祥雲閣

間口七間
奥行五間
明治十六年新築

大庫裏

間口廿間一尺五寸
奥行十五間一尺
文化十年ヨリ文政元年ニ至ル六年間ニ再建

作事場

間口四間三尺
奥行四間三尺

妙觸堂

間口八間
奥行三間
明治十三年新築

接賓

間口八間
奥行六間
明治二十一年新築

役寮室

間口七間二尺
奥行三間一尺
明治二十一年新築

僧堂

間口十四間
奥行九間三尺
明治十九年ヨリ同二十一年ニ至ル三年間ニ竣工

後架

間口四間
奥行四間

新修總持寺史(四)

東司

間口七間
奥行四間

衆寮

間口八間一尺
奥行八間一尺
文化九年再建明治九年改修

(3) 残存伽藍

伝燈院

間口一間四尺
奥行一間四尺
元禄六年六月再建

慈雲閣

間口二間二尺
奥行二間一尺
文化八年再建

不動閣

間口一間
奥行一間

荒神尊天水屋形

間口五尺
奥行五尺

経蔵

輪堂一基
黄檗版大蔵経
経箱百六十八個
寛保三年

霊光堂

間口三間
奥行二間

六角堂
(舍利殿)

間口五尺
奥行五尺

鐘樓

文政元年建築、明治十六年改修

照心閣

間口七間三尺
奥行五間

三松閣
(総門)

間口四間二尺
奥行三間五寸
天保二年再建

白山門

間口一間一尺
奥行五尺

無常門

間口一間一尺二寸
奥行一間一尺五寸

臨時門

間口一間一尺三寸
奥行一間三尺

第一宝蔵

間口五間三尺
奥行二間
明治十年新築

第二宝蔵

間口五間三尺
奥行二間三尺
明治二十一年新築

什庫

間口二間三尺
奥行二間
明治十三年新築

味噌蔵

間口二間三尺
奥行二間

倉廩

間口七間
奥行四間
明治十三年新築

(九)鶴見總持寺の伽藍整備

これについては第十二章明治維新と總持寺の末尾に詳述するが、「總持寺の伽藍追宮整備」の一環として論述する。明治三十九年（一九〇六）十二月五日、石川素童は總持寺の焼失・再建についてその経緯をあげ、石川県知事および神奈川県知事へ移転願を提出した。これに対し四十年三月九日、大本山總持寺の寺基移転願の許可が下りたので、同五月二十八日内務大臣に總持寺諸殿堂再建寄附金募集につき五ヶ年の許可を得たので、再建祠堂勸募規定（勸募委員長〓各宗務支局長（現宗務所長）、勸募委員〓寺院住職、勸募委員補〓檀家総代）により勸募の実をはかったが、目的が達成できなかったので、同四十五年四月四日、さらに五ヶ年延期願をつぎのように提出し五月一日に許可されている。

寄附金募集延期願

神奈川県橘樹郡生見尾村

曹洞宗大本山 總持寺

当寺

儀去明治四十年三月九日石川鳳至郡櫛比村ヨリ移転ノ許可ヲ得、同年五月廿八日ヲ以テ伽藍ノ再建境内ノ土地經營及旧蹟ニ別院ヲ建設シ靈境ヲ永遠ニ保存スルノ目的ヲ以テ寄附金募集ノ認可ヲ蒙リ爾來該寄附金募集ニ従事シテ漸ク一部ノ伽藍ヲ竣成シ去明治四十四年七月二日ヲ以テ寺籍ヲ移転シ法要ヲ営弁スルノ運ヒニ至リシモ寄附金募集ノ成績ハ別紙明細表ノ如ク未ダ予期ノ半額ニモ達セサル狀況ニシテ一宗ノ大本山トシテ先蹤故格ニ依準ス

ル殿堂伽藍ノ竣成ハ前途頗ル遼遠ニ属シ候次第ニ付該寄附金募集期間ヲ今滿五ヶ年間延期被下度、尤モ募集ノ方法、募集ノ金額、募集ノ区域等ハ去明治四十年三月廿一日提出願書ノ旨趣ヲ繼承シテ毛頭變更セサル儀ニ有之候条何卒御許可被成下度此段奉願候也

明治四十五年四月四日

曹洞宗大本山總持寺住職

石川素童⁽²⁹⁾

このような状況下にあつたが、總持寺では四十年十月十七日地鎮式を行い、翌四十一年五月には伽藍諸堂の配置も確定し、図面もでき上つたので、十一月七日、伽藍造営の起工式を挙げている。また伽藍再建費や用地買収費および別院復興費などについては「諸殿堂再建并土地設計」につきのようにある。

諸殿堂再建并土地設計費 百十九万二千五百三十三錢五厘

諸殿堂再建並土地設計及別院建設費等総予算

金百四拾九万式千七百九拾四円參拾九錢八厘

総予算額

第一類 諸殿堂建物之部

第一款 金八拾九万八千百拾式円〇四錢壹厘

諸殿堂再建費

第一項 金式拾五万七千六百八拾六円參拾壹錢四厘

大祖堂再建費

第二項 金拾万式千〇參拾六円〇五錢壹厘

仏殿再建費

第三項 金拾万九千四百五十九円四拾七錢壹厘

僧堂再建費

第四項 金拾壹万貳千四百八拾九円七拾九錢五厘

大庫裏再建費

第五項 金七万六千貳百拾四円四拾壹錢六厘

山門再建費

第六項 金參万五千五百六拾四円九拾五錢五厘

勅門再建費

第七項 金參万六千六百參拾壹円九拾六錢

紫雲台再建費

第八項 金八万〇七百貳拾參円貳拾四錢七厘

墓沿齊外土棟再建費

第九項 金八万七千參百貳拾五円八拾參錢貳厘

伝燈院外八棟建築費

第二款 金八万六千百拾貳円〇參錢六厘

諸殿堂再建作事用材費

第一項 金八万六千百拾貳円〇參錢六厘

諸殿堂再建作事用材費

第三款 金壹万五千四百七拾五円

諸殿堂備付仏器法器代

第一項 金壹万五千四百七拾五円

諸殿堂備付仏器法器代

第二類 境内土地設計並敷地購入之部

第一款 金拾九万〇参百貳拾六円貳拾五銭六厘

境内土地設計並敷地購入費

第一項 金拾七万参千七百参拾貳円八拾貳銭壹厘

境内土地設計費

第二項 金壹万六千五百拾参円四拾参銭五厘

防火用水池設計費

第三類 旧境内建設諸費之部

第一款 金七万六千七百〇四円〇六銭五厘

旧境内別院建設諸費

第一項 金七万六千七百〇四円〇六銭五厘

旧境内別院建設諸費

第四類 諸殿堂再建事務費之部

第一款 金貳拾貳万六千〇四拾五円

諸殿堂再建事務費

第一項 金式拾貳万六千〇四拾五円

諸殿堂再建事務費^③

また伽藍・境内整備工事は、東京の大本山總持寺再建本部が官轄しているが、全国末派寺院や檀信徒からの寄附金募集は思いの外順調でなかったことや再建工事の関係からか、四十一年十月五日、鶴見の移転敷地、宅地・田畑・山林合計六町四反五畝三步、外畦畔六畝十七歩を抵当として、仙台市松田新兵衛から、つぎのように四十三年十二月二十五日までの期限つきで工事費六万円を借り入れることを石川県知事村上義雄に提出し許可されている。

總持寺鶴見移転工事費借入につき許可書写

石川県指令収社第九七五号

鳳至郡櫛比村 曹洞宗本山總持寺住職

石川 素童

外信徒総代五名

明治四十一年九月八日付願、其寺所有神奈川県下橋樹郡生見尾村大字鶴見ニ於ケル其寺移転敷地タル郡村宅地・田畑・山林合計六町四反五畝三步他畦畔六畝拾七歩ヲ抵当トシテ宮城県仙台市大町三丁目松田新兵衛ヨリ明治四十三年十二月廿五日迄工事費金六万円借入件、許可ス

明治四十一年十月五日

石川県知事 村上 義雄

印^④

また九月五日付で石川県知事村上義雄宛に提出した鶴見移転延期願は、つぎのように十月五日に許可された。

總持寺鶴見移転延期につき認可書写

石川県指令収社第九一六号

鳳至郡櫛比村字門前 曹洞宗本山總持寺住職

石川素童

外五名

明治四十一年九月五日付願、其寺院移転延期ノ件、許可ス

明治四十一年十月五日

石川県知事 村上義雄

印⁶⁵

このように鶴見移転延期の許可を得て、つぎに示すように鋭意建築工事に励んだが、四十三年十二月三十日まででは竣工できないので、さらに延期願を提出している。

總持寺移転延期願

鳳至郡櫛比村大字門前 曹洞宗大本山總持寺

当寺儀神奈川県橘樹郡生見尾村字鶴見へ移転ノ御許可ヲ蒙リ、右移転先キ諸殿堂建築準備ノ為メ明治四十三年十月三十日迄移転延期ノ御免許ヲ受ケ、日夜工事ニ精勵シ孜々汲々トシテ漸ク法要・祭典等ニ須要ナル建築ハ竣成仕候得共、一宗ノ大本山トシテハ猶ホ未タ其設備ニ完タカラサルノ点モ有之候間、更ニ来明治四十四年六月三十日迄移転延期ノ御免許蒙リ度、而シテ明治四十一年御県指令収社第九七五号ノ御許可ヲ受ケ候債務弁償ノ儀、前記移転ノ期日マテ更ニ延期御差許被下度、此段御願仕候也

追テ、本件御願仕候移転延期ノ期間中ト雖トモ移転先キ諸準備整頓シ、該債務ヲ償却シ候上ハ、臨時移転ヲ出願可仕候間、是レ亦タ併テ御承認置被下度願上候

明治四十三年十二月廿三日

右總持寺住職 石川素童 印

能登国鳳至郡櫛比村字門前

信徒総代 酒井 幹 ⑩

同国同郡同村同字

同上 酒井嘉右衛門 ⑩

同国同郡同村同字

同上 星野 保五郎 ⑩

東京市京橋区山城町四番地

同上 森岡 真 ⑩

東京市京橋区銀座四丁目拾五番地

同上 林 謙吉郎 ⑩

石川県知事 李家隆介殿⁽⁶⁶⁾

再建工事の進捗状況については明らかでないが、敷地の整備は極めて困難だったと思われるが、建築用材木の入手も大変だった。材木は飛弾国加須良⁽⁶⁷⁾（岐阜県大野郡白川村）ヤリト谷官林、冲谷官林の払下げを受け、四十二年十二月ころから翌年三月ころまで、庄川（岐阜県北部から富山県西部を流れ富山湾に注ぐ）を利用し、新湊の庄川河口に筏として繫留し、高岡市伏木港から日勝丸（二千噸）、浦潮丸（不詳）により、津軽海峡を経由し横浜港に運輸しているが、その後は鶴見川を溯上し三角⁽⁶⁸⁾に荷下している。また建設現場までの搬入は、効率的にトロツコ利用が最適として、四十二年七月、佃野河岸⁽⁶⁹⁾から本山まで、材木運搬用トロツコ敷設用敷地を買収⁽⁶⁸⁾し運搬したので、土木工事は一段と進捗したことは間違いない。

四十四年十一月五日、放光堂（山形県総穂寺本堂移築）⁽⁶⁹⁾において石川素童眞首御親修のもと、両祖の御真牌を奉迎し、

新修總持寺史（四）

第8表 大本山總持寺 伽藍建設過程

	元号	西暦	伽藍名	坪数	備考
1	明治44	1911	放光堂	184.00	位牌堂
2	明治44	1911	伝燈院	29.25	道元・曇山・峨山并五院開基の尊像安置
3	明治44	1911	跳龍室	40.50	本山貫首の居間
4	大正4	1915	仏殿	144.00	「鎮護国家」(久邇宮邦彦親王筆) 「常濟」(大正天皇勅額)
5	大正4	1915	鐘鼓楼	8.00	村井吉兵衛氏寄進
6	大正4	1915	衆寮	100.00	名古屋市万松寺寄進
7	大正4	1915	紫雲台	305.25	「紫雲台」(伏見宮貞愛親王筆)
8	大正4	1915	祥雲閣	159.00	二階あり、特定寺院の詰所
9	大正4	1915	東部役寮室	156.00	監院・副監院・直歳・知庫等の寮
10	大正4	1915	大鐘楼	10.50	横浜市田中新七氏寄進
11	大正4	1915	大梵鐘		鑄造師京都冶工高橋才次郎
12	大正4	1915	総受付	51.75	一部改造して大祖堂再建本部に使う
13	大正4	1915	待鳳館・大接賓	188.00	関東大震災で崩壊
14	大正4	1915	大浴室	105.00	
15	大正9	1920	常照殿		檀信徒の靈骨安置所
16	大正9	1920	大庫裏(香積台)	224.75	二階建、二階は150畳敷大広間 1000人の調齋が可能
17	大正9	1920	三松閣	35.00	横浜市間宮秀次郎氏寄進
18	大正14	1925	勅使門	39.00	
19	大正14	1925	西部役寮	81.00	西堂寮・後堂寮・単頭寮など
20	大正14	1925	伝道館	105.00	臺山600遠忌記念
			維那寮・堂行寮など	97.50	
21	昭和8	1933	僧堂	209.25	坐禪道場
22	昭和12	1937	天真閣	150.00	三階建 参拝者利用可
23	昭和12	1937	後醍醐天皇御霊殿		後醍醐天皇600年忌記念造営 全域300坪 入口唐門コンクリート造 筋塀を廻らす 御真殿9坪 拜殿16坪
24	昭和17	1942	三宝荒神殿	30.00	本山鎮守神
25	昭和38	1963	待鳳館	115.50	関東大震災で崩壊のため再建
26	昭和40	1965	大祖堂	780.00	
(境内地)				(坪数)	
明治36	1903			16,824	鶴見成願寺よりの寄付
明治39	1906			48,789	
明治40	1907			63,285	
昭和27	1952			142,980	
昭和40	1965			150,000	

参考文献 『總持寺誌』大本山總持寺

「伽藍造立記」により一覽にすると、つぎのとおりである。

移転遷祖式が厳粛に執行された。伽藍の造営整備の中心となったのは帝室技芸員伊藤平左衛門（宮大工第一人者、九代目）であったが、伽藍の結構は日本建築学界の父とされた伊東忠太（東京大学建築学科）の該博な知識に基づく助言があったことは確かである。伽藍の整備は移転遷祖式が行われた放光堂がもつとも早く移築完成しているが、伊東忠太の手帳によると仏殿はさらに早くから設計されていたらしい。いま主要な伽藍の整備状況などを『總持寺誌』伽藍篇

なお大梵鐘の図案は報知新聞（現読賣新聞）の公募により、工学博士伊東忠太らが厳正に審査し、東京帝国大学工科大学建築学科を卒業したばかりの渡辺仁の作品（直径一・九メートル、高さ三・二メートル、重さ約十八・五トン）を採用した。鑄造にあたってはその原料として、近郷から鐘や青銅製手鏡など一万六千余人の寄附をうけているが、勸化が予測どおり捗らなかつたので、鑄造の工期が四ヶ月遅れる事態も発生したが、鑄造技師高橋才治郎・西沢吉太郎が鑄造している。『驢事馬事』（建功寺蔵）によると、大正二年十月十九日、山内で地鎮祭（ふいご祭）を行い、鑄工三十名により翌二十日午前十一時に鑄込み、午後五時半に終了したとある。しかし鑄造は失敗した。その原因は図案に問題があったとの説もあるが、専門家の見解は鑄造にあたり中子の温度が低かつたため破損し、ガスの発生により爆発したものでらうとのことである。

翌年改鑄準備に着手するが、再度の失敗は許されないので、大梵鐘鑄造の責任者鈴木鉄眼は、その成功を祈願し、三宝荒神堂に百日間籠り、また石川素童禅師も一山の清衆とともに一週間の祈禱を行い、さらに技術についても研究し、素材も三回精錬した純良の青銅を用い、伊東忠太監督のもと、鑄造主任高橋才治郎、職工長西沢吉太郎、鑄工寺沢梅吉以下三十名の職人は沐浴潔斎し、大正三年七月十七日に改鑄に着手し、十九日の黎明に完成した。

『佐久間権蔵日記』「大正三年七月十九日 日曜 晴（大正二年の日記は欠失）本山ニテ昨年十月梵鐘鑄造ニ失敗セシガ、昨十八日午前一時頃ヨリ再鑄造を始め黎明頃竣工セシヨシ、昨朝当停留処ニテシレリ。また「七月二十三日 木曜 晴 本日ハ早朝（朝飯前ニ）ヨリ本山ノ荒神堂ニ坂成老師ヲ訪問シ、又十八日ニ鑄造セシ大梵鐘ヲ観覽ス、該梵鐘ハイガタノ土ヲケヅリヲリテ、実物ハ未タミエヌヨシ」とある。

なお大梵鐘銘文（勅特賜大円玄致禅師素童撰、大内青巒筆）はつぎのようにある。

大本山総持寺洪鐘銘

我諸嶽山総持禅寺自_三太祖大師創_一業於北能櫛比莊、夙奉_二勅旨_一專祝_二国祚_一六百年于茲矣 明治三十一年四月祝融

災諸堂灰燼於_レ是有_レ欲_下移_二寺基於東武_一以隨_中遷都之後_上之議_甲、三十八季五月子誤董_二主席_一、乃承_二先旨相_二地于城南鶴見之高阜_一、四十一年十一月初起_二工事_一、事辱達_二天聰_一無_レ幾放光堂先成仍恭修_二仏祖安座之儀_一、実四十四年十一月五日也、爾來衆僧弁道雖_レ似_レ無_レ闕尚欠_二洪鐘_一、衆以為_レ憾、乃募縁釀金大開_二爐鑪_一、大正二年十月二十日蒲牢脱_レ範華鯨伝_レ響叢林洪器始備祖門典儀將整、太祖之道自_レ是復振、銘曰

一音衝_レ天 万響動_レ地 参学有_レ準 弁道得_レ致

対揚_二祖訓_一 酬_二報聖勸_一 賓主師檀 俱円_二福智_一

勅特賜大円玄致禪師素童撰

執筆居士 大内 青巒

大勸進副寺 伊藤 道海

図案 工学士 渡辺 仁

鋳造技工 高橋 才次郎

技工 西沢 吉太郎^①

内部には一万六千人の大梵鐘鑄造委員の名前が刻されている。彫刻者山田金次郎(名古屋市東区富士塚町参丁目)大正四年九月日とある。なお前に掲げた大本山總持寺伽藍建設過程にあるように、横浜市田中新七寄進の鐘楼堂の建立も円成し、また石川禪師の晋山式を目前にした十月三十一日、大梵鐘の撞初式が行われた。

仏殿の梵鐘銘に「わが諸嶽山は明治四十年三月九日に官許を得て、寺基を皇居に近い景勝の地鶴見に移し、同年十一月七日に仏殿を名古屋に於いて起工し、先に完成した放光堂に於て、明治四十四年十一月五日移転遷祖式をあげた。大正二年三月八日に仏殿の地鎮式をおこない、十二月二十八日に立柱式をおこなった」とつぎのようにある。

仏殿鐘銘

京城之南、鶴水之陽、蔚被_二脩林_一、有_二此勝域_一、我嶽山者、明治四十年三月九日得_二官許_一、寺基於此矣、十一月七日起_二工_一、仏殿於名古屋、乃拮据經營放光堂先成四十四年十一月五日拮_二遷祖大典_一、土木日就月將、大正二年三月八日修_二仏殿地鎮祭_一、次十二月廿八日修_二立柱式_一、結構略成規格將_二全_一、庶幾得_二恢_一弘開祖大師之家風_二乎_一、大阪市天德寺素雲和尚勸_二進信徒吉川又平氏_一寄_二附鐘一口_一、欲_二懸_一仏殿_二長備_一叢林典器_二普資_一助家門覺靈_一、銘曰

嶽山鶴水 秀靈此鐘 化道粵壯 支派所宗 伽藍管轄
典器洪鐘 偉哉工匠 載嚴載恭 時処成就 功德無窮

于_レ今于_レ古 白雲青松

維時大正三年⁽⁷⁾

勅使門(向唐門)関係では、明治四十三年三月、輪島漆器職人蔦屋は鶴見總持寺の本山祠堂拡張委員に任ぜられているが、勅使門の漆工を務め、三月二十五日感謝状を授与されている。

なお『佐久間権蔵日記』に再建用の瓦について

明治四十三年十一月二日、本山建築瓦土用の土とりの地面十三反の買取方を葛藤よりの依頼。

とあるが、あるいは本山境内で焼いたのかも知れない。

最後に別院(現在祖院に改称)の再建工事は東京の大本山總持寺再建本部が管轄しているが、門前には別院建築事務所を設置し、つぎのように推進した。

明治四十年九月十三日、別院再建の起工式を挙げる。

明治四十一年別院建築事務所総長に長谷川天頴、書記星野保五郎・松原富太郎を任命。

寄附金の徴集については、円滑に行うため、各地域に祠堂拡張委員を委嘱。

明治四十三年九月十二日別院太祖堂落成。
大正元年六月二十一日 別院客殿の建前を行う。
大正十五年九月十三日 山門の起工式行う。
昭和二十八年十月 大庫裏改築竣工。

注記

- (1) 『洞谷記』(『曹洞宗全書』宗源五二三下) 参照。
- (2) 『新修門前町史』資料編1考古古代中世一七三下参照。
- (3) 同右一七五上下参照。
- (4) 同右一七五下以下参照。
- (5) 同右一七六下以下参照。
- (6) 同右一七七下、一八二下以下、一八三下参照。
- (7) 同右一七九下参照。
- (8) 同右一八〇上参照。
- (9) 同右一七七下参照。
- (10) 同右一八四下参照。
- (11) 同右一八六下以下参照。
- (12) 同右一八八下参照。
- (13) 同右一八七下参照。

- (14) 『禪林象器箋』五九頁上以下参照。
- (15) 『新修門前町史』資料編1考古古代中世一七七上参照。
- (16) 同右一八〇下以下参照。
- (17) 同右一八五下参照。
- (18) 同右一九六下参照。
- (19) 同右一八七下参照。
- (20) 『禪林象器箋』一六頁下参照。
- (21) 『曹洞宗全書』清規九二三下参照。
- (22) 『新修門前町史』資料編2総持寺三二下以下参照。
- (23) 同右三四下以下参照。
- (24) 『新修門前町史』資料編1考古古代中世一八八上以下参照。
- (25) 同右一八六下参照。
- (26) 『新修門前町史』資料編2総持寺六三下参照。
- (27) 『禪林象器箋』二〇頁下参照。
- (28) 『新修門前町史』資料編2総持寺三六上以下参照。
- (29) 『新修門前町史』資料編1考古古代中世一七八下参照。
- (30) 同右一九一上下参照。
- (31) 『新修門前町史』資料編2総持寺三八上下参照。
- (32) 同右三八下以下参照。

- (33) 『曹洞宗全書』 語録一・八八下参照。
- (34) 『加能史料』 南北朝Ⅲ三四二頁参照。
- (35) 『新修門前町史』 資料編2 総持寺四一下参照。
- (36) 『禪林象器箋』 一三頁下参照。
- (37) 同右一五頁上参照。
- (38) 『新修門前町史』 資料編2 総持寺四四上参照。
- (39) 同右五四上下参照。
- (40) 同右一二五下参照。
- (41) 同右五九上参照。
- (42) 『總持寺住山記』 二六参照。
- (43) 『新修門前町史』 資料編2 総持寺一一〇上以下参照。
- (44) 同右九三下参照。
- (45) 同右九九上下参照。
- (46) 同右九四下参照。
- (47) 『大日本仏教全書』 一一〇・二・二六四下参照。
- (48) 同右二七五下参照。
- (49) 『曹洞宗
大本山總持寺五院輪住帳』 二二一上参照。
- (50) 同右二四五上参照。
- (51) 『新修門前町史』 資料編2 総持寺一四四下参照。

- (52) 『大本山総持寺年表』八〇参照。
- (53) 『新修門前町史』資料編2総持寺一〇九下以下参照。
- (54) 同右一一三上下参照。
- (55) 『總持寺誌』一〇三下参照。
- (56) 同右五七五参照。
- (57) 『鶴見大学仏教文化研究所紀要第九号所収参照。
- (58) 『新修門前町史』資料編2総持寺一四五下以下参照。
- (59) 『鶴見ヶ丘』七七下参照。
- (60) 『新修門前町史』資料編2総持寺一五四下以下参照。
- (61) 同右一六六上以下参照。
- (62) 同右一五九下以下、一六二下参照。
- (63) 『鶴見ヶ丘』四二上以下参照。
- (64) 『新修門前町史』資料編2総持寺二五四上参照。
- (65) 同右二五四上・下参照。
- (66) 同右二五四下以下参照。
- (67) 明治四十三年五月十一日暴風雨のため、大洪水となり、本山河岸(佃野河岸)に置かれた建築用材木も流され、鶴見川河口に漂流した資材を拾得した生麦の内海兼吉に六月五日、感謝状を授与している。
- (68) 大正四年四月廿三日、吉田清平が佐久間権蔵宛に、つぎのようにトロツコ敷地代金を請求している。

拝呈過日御拝眉之節御話シ

申上候大本山トロッコ敷地の儀左
の如く御座候間御調への上地
代金至急御送附被下度願上候

早々

雀見佃野二〇三八番
三九番

一田拾五歩八合八勺

同所豊岡三二六番

一田八十老歩六合

同所 三一〇番

此分売却

一田老歩

大正四年四月廿三日

吉田清平

佐久間権蔵殿

(69) 総持寺は酒田の豪商本間家五代光輝が、祖父光丘の菩提のため寄進したものである。また明治四十三年四月十二日、雨の中、深川善五郎棟梁らにより、放光堂の地形(じぎょう)を始む、『佐久間権蔵日記』に「明治四十三年四月十二日、放光堂ノ地形ハジメニテ当家ニ赤飯ノヲリ三ツ正宗二合ノビン三ツ本山ヨリ恵投アル」とある。

(70) 建造専門家によると、中子の温度が低くて破損し、ガスが発生し、爆発して破損したと思われる。

(71) 『鶴見ヶ丘』八四上下参照。

(72) 同右八四下以下参照。

(のうどみ じょうてん・前大本山總持寺宝物館長)